

無線従事者関係事務処理手続規程を次のように定める。

平成22年4月1日

総合通信基盤局長 桜井 俊

無線従事者関係事務処理手続規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般的事務処理手続（第3条―第13条）
- 第3章 無線従事者の免許等
 - 第1節 無線従事者の免許
 - 第1款 免許の付与等（第14条―第18条）
 - 第2款 原簿の作成整理（第19条―第21条）
 - 第2節 主任無線従事者の管理
 - 第1款 主任原簿（第22条―第26条）
 - 第2款 免許人等に対する指導等（第27条―第31条）
- 第4章 養成課程等の認定
 - 第1節 無線従事者養成課程
 - 第1款 養成課程の認定等（第32条―第35条）
 - 第2款 認定施設者等に対する指導等（第36条―第40条）
 - 第2節 長期型養成課程
 - 第1款 長期型養成課程の認定等（第41条―第47条）
 - 第2款 認定施設者に対する指導等（第48条―第51条）
 - 第3節 認定講習課程
 - 第1款 認定講習課程の認定等（第52条―第56条）
 - 第2款 認定講習課程実施者に対する指導等（第57条・第58条）
- 第5章 学校の認定等
 - 第1節 無線従事者に関する学校等の認定
 - 第1款 学校等の認定等（第59条―第66条）
 - 第2款 学校等の設置者に対する指導等（第67条・第68条）
 - 第2節 学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認
 - 第1款 無線通信に関する科目の確認（第69条―第76条）
 - 第2款 確認した科目の定期点検等（第77条）
- 第6章 船舶局無線従事者証明及び訓練
 - 第1節 船舶局無線従事者証明
 - 第1款 証明書の発給（第78条―第81条）

- 第2款 証明書の再交付等 (第82条-第85条)
- 第3款 証明の効力の確認 (第86条-第94条)
- 第2節 再訓練 (第95条-第98条)
- 第3節 訓練の課程の認定 (第99条-第107条)
- 第4節 事務の実施方法 (第108条)
- 第7章 インターネット公表 (第109条-第113条)
- 第8章 国家試験の不正行為 (第114条-第118条)
- 第9章 雑則
 - 第1節 無線従事者事務処理システム (第119条-第125条)
 - 第2節 船舶局無線従事者証明原簿システム (第126条-第131条)
 - 第3節 電磁的方法により提出された申請書等の事務処理 (第132条-第135条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、無線従事者に関する事務処理手続を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 法 電波法（昭和25年法律第131号）をいう。
- (2) 行政手続法 行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- (3) 情報通信技術利用法 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）をいう。
- (4) 手数料令 電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）をいう。
- (5) 施行規則 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）をいう。
- (6) 規則 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）をいう。
- (7) 審査基準 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）をいう。
- (8) 免許 法第41条の免許をいう。
- (9) 免許証 規則第47条の免許証をいう。
- (10) 主任 法第39条第1項に規定する主任無線従事者をいう。
- (11) 主任講習 法第39条第7項に規定する講習をいう。
- (12) 養成課程 法第41条第2項第2号に規定する無線従事者の養成課程（長期型養成課程を除く。）をいう。
- (13) 長期型養成課程 規則第20条ただし書に規定する長期型養成課程をいう。
- (14) 認定講習課程 規則第33条の認定講習課程をいう。
- (15) 証明 法第48条の2の船舶局無線従事者証明をいう。
- (16) 証明書 規則第54条の船舶局無線従事者証明書をいう。
- (17) 新規訓練 法第48条の2第2項第1号の訓練をいう。
- (18) 認定新規訓練 法第48条の2第2項第2号の総務大臣が認定した訓練をいう。
- (19) 再訓練 法第48条の3第1号の総務大臣が行う訓練をいう。
- (20) 認定再訓練 法第48条の3第1号の総務大臣が認定した訓練をいう。
- (21) インターネット公表 規則第18条の2及び規則第32条の4の規定により、一般の利便に供するため、認定した学校等及び確認した無線通信に関する科目の現状に関するインターネットの利用による公表をいう。
- (22) 標準教科書 規則第21条第1項第8号に定める標準教科書をいう。
- (23) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び中等教育学校をいう。
- (24) 学校等 学校教育法第1条の学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項の各種学校等並びに他の法令に基づき設置された教育訓練を行う施設及びこれに準ずるものをいう。

- (25) 局長 総合通信基盤局長をいう。
- (26) 地方局 総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいう。
- (27) 地方局長 総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長をいう。
- (28) 認定施設者 規則第24条の認定施設者をいう。
- (29) 各無線通信士 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士及び航空無線通信士をいう。
- (30) 各無線技術士 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士をいう。
- (31) 各特殊無線技士 第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士及び国内電信級陸上特殊無線技士をいう。
- (32) 各アマチュア無線技士 第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士をいう。
- (33) 無線従事者原簿 電気通信行政情報システム（以下「STARS」という。）の無線従事者に係る電磁的記録をいう。
- (34) 証明原簿 STARSの船舶局無線従事者証明に係る電磁的記録をいう。
- (35) 磁気ディスク 平成10年郵政省告示第135号（無線従事者規則第97条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）に定める記録媒体をいう。
- (36) 無線従事者事務処理システム STARS等を利用し、無線従事者の免許及びこれに関する事項について、法第43条に基づく無線従事者原簿としてのデータの保管並びに無線従事者に係る事務処理の効率化を図ることを目的として構築するシステムをいう。
- (37) 収納規程 手数料収納事務処理規程（平成14年3月8日総情総第97号）をいう。
- (38) 国家試験の一部免除認定校 規則第15条の規定により認定した学校等をいう。
- (39) 科目確認校 学校の教育課程に開設している科目について、規則第31条第1項の規定により確認した学校をいう。
- (40) 長期型養成課程認定校 規則第23条第1項の規定により長期型養成課程の認定した学校等をいう。
- (41) 認定新規訓練認定校 規則第63条第1項の規定により認定新規訓練の認定した学校等をいう。
- (42) インターネット公表用電子データ インターネット公表用電子データ（全国版）及びインターネット公表用電子データ（地方版）をいう。
- (43) インターネット公表用電子データ（全国版） 国家試験の一部免除認定校、科

目確認校、長期型養成課程認定校及び認定新規訓練認定校のすべてについて、有効な認定及び確認の現状を別表第2号の様式により整理した電子データをいう。

- (44) インターネット公表用電子データ（地方版） 各地方局において認定又は確認をした国家試験の一部免除認定校、科目確認校、長期型養成課程認定校及び認定新規訓練認定校について、有効な認定及び確認の現状を各地方局ごとに別表第2号の様式により整理した電子データをいう。

第2章 一般的事務処理手続

(審査の開始)

第3条 無線従事者に関する申請、届出等の書類（以下「申請書等」という。）の提出があったときは、行政手続法の規定に基づき遅滞なく形式審査を開始し、適合するときは受理するものとする。

2 前項の申請書等が他の地方局において処理すべきものである場合は、当該地方局へ移送するほか、移送簿（適宜の様式）にその概要を記載しておくものとする。

3 第1項の申請書等が手数料を伴うものである場合は、収納規程に基づき、直ちに所要の事務処理を行うものとする。

(S T A R S等への入力)

第4条 受け付けた申請書等に記載されている事項は、速やかにS T A R S等に入力する。

(補正等)

第5条 第3条第1項の規定による審査の結果、申請書等が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、相当の期間を定めて申請書等を提出した者（以下「申請者等」という。）に補正を求めるものとする。

(1) 申請書の様式が規則で定める様式と相違している場合

(2) 記載事項に不備がある場合（明らかな誤字、脱字等の軽微な不備（例えば、申請書の宛先を「総務大臣」とすべきものを「九州総合通信局長」としたもの等）については、職権で補正できる。）及び添付書類に漏れがある場合

(3) 手数料の額が規定額を超えている場合（申請者にその旨を直ちに通知し、申請者から過徴を承諾する旨の申し出があったときは、収入印紙の貼付箇所下方に「(何)円過徴承諾」と規定して処理することができる。)

(4) 手数料の額が不足している場合

(5) 収入印紙に異常がある場合（当該収入印紙が申請者の認印等により消印されている場合は、再使用されたものでないことが確認されれば、補正を求める必要はない。)

2 補正を要する場合には、申請書を提出した者（以下「申請者等」という。）に連絡し、補正を求めるものとする。

3 補正は、申請者等に返送することにより行うことができるものとする。この場合、返送簿（適宜の様式）にその概要を記載しておくものとする。

(医師の診断書の請求)

第6条 規則第45条第1項第2号に該当する者（規則第45条第3項に該当する者を除く。）であって、当該者が現に利用している欠陥を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により欠陥が補われ、又は欠陥の程度が軽減していることが認められず、無線設備の操作を行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない状態にあるとの疑いがあるときは、当該欠陥に関する医師の診断書の提出を求めるものとする。
(委任状等)

第7条 申請等に伴い委任状（申請者等が代理人に代理権を授与する旨を記載して署名又は押印したものをいう。）及び包括委任状（委任状であって、代理権を包括的かつ継続的に授与する旨を記載したものをいう。）が提出された場合はそれぞれ適宜の方法により管理するものとする。

2 包括委任状は、その委任内容に変更のない限りにおいて、次回以降の申請等においても有効なものとして取り扱うものとする。

3 申請者等となるべき国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の長からその法人の使用人に代理権を包括的かつ継続的に授与する場合等においては、その法人の内部委任関係を示した組織規程等により確認することが可能であれば、その組織規程等も包括委任状として取り扱うものとする。

(内容審査)

第8条 形式審査終了後は、法および関係省令、審査基準等に基づき、内容審査を行うものとする。

2 無線従事者の免許の場合において、氏名は規則に規定する氏名及び生年月日を証する書類のほか、申請書の所定欄に記載された住民票コード、現に有する無線従事者免許証、電気通信主任技術者証及び工事担任者資格者証の番号をS T A R Sに入力、照合する方法等により確認すること。

(指示伺い)

第9条 申請書が、次に該当する場合は、その申請に対する地方局長の意見等を記載した文書に審査上必要と認められる資料を添えて速やかに局長に指示伺いするものとする。

(1) 無線従事者の免許

申請者が法第42条第1号若しくは第2号に該当する者（宣誓書等の資料に照らし、又はその他の方法により改しゅんの情が顕著であると認められる者その他情状酌量の余地が認められる者を除く。）又は規則第45条第1項第2号に該当する者（規則第45条第3項に該当する者を除く。）であって、当該者が現に利用している欠陥を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により欠陥が補われ、又は欠陥の程度が軽減していることが認められず、無線設備の操作を行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない状態にあると認められるとき。

(2) 船舶局無線従事者証明

申請者が法第48条の2第3項において準用する法第42条第1号若しくは第2号に該当する者（宣誓書等の資料に照らし、又はその他の方法により改しゅんの情が顕著であると認められる者その他情状酌量の余地が認められる者を除く。）であるとき。

(3) その他特に異例のもの等、局長の指示を受ける必要があると認められるとき。

(取下げ)

第10条 申請書等の取下げの申出があったときは、申請者等に対し、当該申出を受け付けた旨の通知を行うものとする。

2 取下げの申出をした者から当該取下げに係る申請書等の返付の請求があったときは、原本の写しを返付するものとする。

(免許等の処理)

第11条 申請書等の審査をした結果、その申請の内容が所要の条件に適合していると認められるとき又は第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認めて差し支えない旨の指示があった場合は、免許、認定等の処理を行うものとする。

(報告)

第12条 地方局長は、無線従事者関係事務について、付録第1号の報告の区分及び様式等により局長に報告するものとする。

2 第10条第1項の取下げに係る申請書等が、第9条の規定により、局長に指示伺いをしたものであるときは、取下げの申出のあった旨を直ちに電話等により局長に報告するものとする。

(認定等の取消し)

第13条 認定等を取り消す必要があると認められるときは、行政手続法に基づく聴聞の手続を執り、聴聞調書及び報告書に記載された聴聞主宰者の意見を十分に参しゃくするものとする。

第3章 無線従事者の免許等

第1節 無線従事者の免許

第1款 免許の付与等

(免許の付与)

第14条 第11条の規定により免許を与えたときは、申請者に免許証を交付するものとする。

2 免許証は、付録第2号の免許証の作成要領により作成して発給するものとする。この場合において、申請書の余白に当該免許証の番号及び免許年月日を記載するものとする。

3 免許証を郵送したにもかかわらず、これが到着しない旨の申立てがあった場合は、付録第4号の免許証不着の申立に対する対処要領により処理するものとする。

(免許の拒否)

第15条 第8条の規定により審査した結果、申請者が所要の条件に適合していないと認めるとき（第9条の規定による指示伺いに対し、局長から免許を与えないこととする旨の指

示があった場合を含む。)は、免許の付与を拒否するものとし、当該申請者に付録第5号の様式によりその旨を通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該文書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

(免許証の再交付等)

第16条 免許証再交付申請書を受理したときは、審査基準の免許申請に係る規定を準用して審査するとともに無線従事者原簿と照合し、適合するときは付録第2号の免許証の作成要領により免許証を作成して発給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無線従事者規則の一部を改正する省令(平成21年総務省令第103号)附則第3項に該当する免許証の再交付申請書を受理したときは、審査基準の免許申請に係る規定を準用して審査するとともに無線従事者原簿と照合し、適合するときは付録第2号の免許証の作成要領により免許証を作成して発給するものとする。

3 無線従事者規則の一部を改正する省令(平成21年総務省令第103号)附則第4項の規定による訂正申請書を受理したときは、審査基準の免許申請に係る規定を準用して審査するとともに無線従事者原簿と照合し、適合するときは付録第2号の免許証の作成要領により免許証を作成して発給するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、陸上無線技術士の免許証の訂正については、付録第6号の陸上無線技術士の免許証の訂正要領により処理するものとする。なお、免許証の訂正に代えて、新たな免許証を交付することが適当と認められる者は、その旨申請者に対し、適宜の方法で通知することとする。

(免許証の廃棄)

第17条 返納された免許証は、再使用のおそれがないようにして廃棄するものとする。

ただし、返納する者から無効免許証を保有したい旨の申出があった場合には、再使用のおそれがないよう無効処理の上、返納する者へ返付することができる。

(免許証関係事項の証明)

第18条 免許証に関する事項の証明願が提出されたときは、無線従事者原簿により確認の上、付録第7号又は第8号の様式の証明書を交付するものとする。

第2款 原簿の作成整理

(原簿)

第19条 免許を与えたときは、次に示す原簿等に必要な事項を登録するものとする。

(1) 無線従事者原簿(識別カードを含む。)

(2) その他、規則第52条第5号及び第6号に定める事項を記載した適宜の様式の帳簿等

2 免許証を再交付したとき又は免許が効力を失ったときは、前項の原簿等を修正するものとする。

(識別カード)

第20条 免許を与えたとき、免許証を再交付したときは、申請書の写真の貼付された部分
を無線従事者事務処理システムにより電子化し、識別カードとして保存するものとする。
ただし、申請書の写真の貼付された部分を識別カードとし難いときは、新たに発給した免
許証の写しを電子化することによってこれに代えることができる。この場合において、そ
の者が無線従事者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第95号）附則第5項
第2号、第3号又は第4号に該当する者（第5項において「旧3アマモールス合格者」と
いう。）であるときは、申請書の写し又は新たに発給した免許証の写し等の余白に「旧3
アマモールス（25字/分）合格者」と注記したものを電子化し識別カードとする。

2 前項の規定により電子化し保存した識別カードに係る受験整理票及び修了証明書は、廃
棄すること。

3 免許証の返納（免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見して返納があったとき
を除く。）があったときは、該当する者の識別カードを無線従事者事務処理システムから
削除するものとする。

（未申請者カード）

第21条 国家試験の合格者から3ヶ月以上申請が行われなかったときは、その者の受験整
理票のうち氏名等記入欄の属する部分を無線従事者事務処理システムにより電子化し、未
申請者カードとして保存するものとする。

2 前項の者に免許を付与したときは、該当する者の未申請者カードを、無線従事者事務処
理システムより加工し、識別カードとして保存するとともに、当該未申請者カードを無線
従事者事務処理システムから削除するものとする。

3 第1項の規定により電子化し保存した未申請者カードに係る受験整理票は、廃棄するこ
と。

4 未申請者カードは、該当する者の死亡が確認できたときは、これを削除するものとする。

第2節 主任無線従事者の管理

第1款 主任原簿

（免許担当課の事務）

第22条 第3条の規定により免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等及び法
第70条の9第1項の規定において登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者をいう。
以下同じ。）から主任及び無線従事者の選（解）任の届出を受理したときは、無線局の免
許、登録、許可等を担当する課（以下「免許担当課」という。）において、これらを整理
保管するとともに、主任の選（解）任の届出の写しを原則として毎月1回取りまとめの上、
主任講習を担当する課（以下「講習担当課」という。）に送付するものとする。

（講習担当課の事務）

第23条 講習担当課は、当該地方局が管轄する無線局の主任の選任状況及び主任講習の受
講履歴を管理するため、付録第9号の様式の主任無線従事者管理原簿（以下「主任原簿」
という。）を備え付けるとともに、その管理を適正に行うために次条から第26条までの

処理を行うものとする。

(主任原簿の整理保管)

第24条 免許担当課から主任の選(解)任届の写しが送付されたときは、これを基に、最近の選任及び受講の状況を把握できるよう、規則第70条の区分ごとに主任原簿を整理保管するものとし、必要に応じてその写しを関係各課へ送付するものとする。

なお、平成2年郵政省告示第244号(主任無線従事者の講習を要しない無線局を定める件)に該当する無線局(以下「主任講習を要しない無線局」という。)に係るものについては、これに準じて別つづりとして整理保管することができるものとする。

(主任原簿記録の更新)

第25条 指定講習機関から規則第81条の規定による主任講習の実施結果の報告があったときは、速やかに主任原簿に必要な事項を記録し、施行規則第34条の7に規定する期間内に主任講習を受講していない者を把握できるよう記録の更新を図るものとする。

なお、指定講習機関から当該地方局が管轄する無線局のすべての主任(講習を要する者に限る。)に係る現状について付録第9号の様式により提出があったときは、これに指導履歴等所要の事項を付記することにより前条の原簿とすることができる。

(他の地方局への移管)

第26条 平成2年郵政省告示第245号(主任無線従事者の講習の期間の特例を定める件)第2項(異動に係る特例措置)に該当する選任に係る無線局の管轄が、以前に選任されていた無線局を管轄する地方局と異なる場合、新管轄地方局から当該主任に関する記録の提供の要請があったときは、旧管轄地方局は、当該主任に係る原簿の記録を適宜の様式で新管轄地方局へ送付するものとする。

第2款 免許人等に対する指導等

(免許人等に対する指導)

第27条 免許担当課及び講習担当課は、主任制度を採用する免許人等に対して、次条から第29条までにより指導等を行うものとする。

(受講の指導)

第28条 免許担当課においては、主任講習を要しない無線局に該当しない無線局に係る主任の選任届を提出した免許人等に対しては、主任講習に関し免許人等の義務を適正に履行するよう指導するものとする。

2 講習担当課においては、指定講習機関から施行規則第34条の7に規定する期間内に受講するための申請がない旨の報告があったときは、直ちに關係する免許担当課と協議の上、当該免許人等に対し、付録第10号の様式により受講の指導を行うものとする。

(受講の督促等)

第29条 前条第2項の指導を行ったにもかかわらず受講申請がなかったときは、両担当課は協議の上、当該免許人等に対し付録第11号の様式により受講の督促を行うものとし、更にこれにも応じない場合は電波法令違反処理規程(平成16年12月10日総基視第1

15号通達)により相当措置するものとする。

(関係各課との密接な連携)

第30条 免許担当課及び講習担当課は、主任に関する事務を円滑に遂行するため、相互に協力し、密接な連携を図るものとする。

(関係地方局との連携)

第31条 主任の選任届の審査、無線局の検査等において、当該主任の業務経歴及び主任講習の受講経歴等の確認を行う必要がある場合には、関係地方局と密接な連絡を図り、その円滑な処理に努めるものとする。

第4章 養成課程等の認定

第1節 無線従事者養成課程

第1款 養成課程の認定等

(認定)

第32条 第11条の規定により養成課程を認定したときは、申請者に付録第12号の様式により認定書を交付するものとする。

2 第11条の規定による認定が規則第21条第1項第5号の規定により、その授業時間について、地方局長が特に他の授業時間によることを適当と認めた場合のものであるときは、認定書の授業科目及び授業時間の欄の余白に「(注)」の文字を、備考欄に「注 無線従事者規則第21条第1項第5号の規定により、特にこの授業時間によることを適当と認める。」の文章をそれぞれ付するものとする。

(認定の拒否)

第33条 第8条の規定により審査した結果、その申請が所要の条件に適合していないと認めるとき(第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認定しないこととする旨の指示があった場合を含む。)は、これを拒否するものとし、付録第13号の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該文書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

(変更の承認)

第34条 第32条第1項及び前条の規定は、規則第25条第1項の変更の承認の申請書を処理する場合に準用する。この場合において、「認定」とあるのは「承認」と、「付録第12号の様式により認定書」とあるのは「付録第14号の様式により変更の承認書」と読み替えるものとする。

2 申請された養成課程の変更の内容の全部又は一部が承認を要しない変更に該当するときは、そのまま受理して、その該当する部分を届出として処理し、処分の通知に併せてその旨を申請者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第35条 認定した養成課程が認定基準に適合しないものとなったことを知ったとき又は

認定施設者から認定基準に適合しなくなった旨の申出があったときは、直ちに認定施設者に対して、認定基準に適合するように是正することを指導するものとする。ただし、是正することが困難であるとき又は認定施設者が是正する意思のないときは、廃止の届出を行うよう指導するものとする。

- 2 変更の承認を要する事項について承認を受けないで変更していることを知ったとき（変更後の内容が認定基準に適合しているときに限る。）は、直ちに認定施設者に対して、変更の承認の申請を行うよう指導するものとする。
- 3 前2項の指導に従わない場合であって、その認定を取り消す必要があると認めるときは、地方局長の意見等を記載した文書に必要と認める資料を添えて局長に指示伺いをするものとする。
- 4 前項の指示伺いに対し、局長から認定を取り消すこととする旨の指示があった場合は、第13条の規定による聴聞の手続を執るものとする。
- 5 認定の取消しは、付録第15号の認定取消通知書により行う。
- 6 前項の規定により認定を取り消したときは、付録第16号の様式により局長に報告するとともに、他の地方局長に通知するものとする。

第2款 認定施設者等に対する指導等

(指導)

第36条 地方局長は、認定施設者に対し、その養成課程の厳正な実施を図るよう適宜の方法により指導を行うものとする。

(選抜試験についての指導)

第37条 地方局長は、養成課程を実施しようとする者に対し、養成課程の実施のために行われる選抜試験について、あらかじめその実施計画（当該試験の実施場所、実施期日、試験問題の作成及び管理方法、管理者の氏名並びに受験者数を含む。）の資料の提出を求めるとともに、次の事項に配慮して指導するものとする。

- (1) 適切な管理者の選定
- (2) 受験者の確認
- (3) 試験問題及び採点基準の秘密の保持並びに確実な保管
- (4) 答案の採点の厳正な実施
- (5) その他選抜試験の厳正な実施を図るために必要な事項

2 選抜試験の管理者は、できる限り養成課程の申請者又は管理責任者となるものから選定するよう指導するものとする。この場合において、養成課程の申請者又は管理責任者となる者から選定できないときは、審査基準の要件に適合する者を選定するよう指導するものとする。

(書類の保存についての指導)

第38条 地方局長は認定施設者に対し、選抜試験の問題及び答案については、養成課程の修了後2年間保存するよう指導するものとする。

(認定申請、変更申請及び届出に対する依頼)

第39条 認定の申請書の様式はできる限り、付録第17号の様式によることとするよう依頼するものとする。

(実地調査)

第40条 地方局長は、職員を派遣して、認定した養成課程がその認定の基準に適合するように維持されているかどうかを確認するため適宜実地調査を行うものとする。

2 実地調査において、その養成課程が認定した内容と異なることを知ったときは、直ちに認定施設者又は管理責任者に対して事実関係の説明を求めるものとする。

3 前項の規定により説明を受けた結果、養成課程の開始前に、その養成課程が認定基準に適合しない又は適合しないおそれがあると判断したときは、認定施設者に対して、直ちに認定基準に適合するように指導し、養成課程の開始前に是正させるものとする。

4 次のいずれかに該当する場合は、直ちに電話等により局長に報告し、指示を受けるものとする。

(1) 認定施設者又は管理責任者が、第2項の規定による説明に応じない場合

(2) 第2項の規定により説明を受けた結果、養成課程の開始後に、その養成課程が認定基準に適合しない又は適合しないおそれがあると判断した場合

(3) 養成課程の開始前に、前項の規定による是正が困難又は認定施設者が是正する意思のない場合

5 第2項の規定により説明を受けた結果、変更の承認を要する事項について承認を受けずに変更していることが判明したとき(変更後の内容が認定基準に適合しているときに限る。)又は第3項の是正により変更の承認を要する事項が生じたときは、認定施設者に対して、直ちに変更の承認の申請を行うよう指導するものとする。

6 第2項の規定により説明を受けた結果、変更の届出を要する事項について届け出ていないことが判明したとき(変更後の内容が認定基準に適合しているときに限る。)又は第3項の是正により変更の届出を要する事項が生じたときは、認定施設者に対して、遅滞なく、変更の届出を行うよう指導するものとする。

7 第5項又は前項の指導に従わない場合であって、その認定を取り消す必要があると認めるときは、地方局長の意見等を記載した文書に必要と認める資料を添えて局長に指示伺いをするものとする。

8 第35条第4項から第6項までの規定は、前項による指示伺いを処理する場合に適用する。

第2節 長期型養成課程

第1款 長期型養成課程の認定等

(認定)

第41条 第11条の規定により長期型養成課程を認定したときは、申請者に付録第18号の様式により認定書を交付するものとする。

2 認定後速やかに付録第19号の様式の長期型養成課程学校等科目名原簿を作成するものとする。

(認定の拒否)

第42条 第8条の規定により審査した結果、その申請が所要の条件に適合していないと認めるとき（第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認定しないこととする旨の指示があった場合を含む。）は、これを拒否するものとし、付録第20号の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該文書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

(変更の承認)

第43条 第41条第1項及び前条の規定は、規則第25条第1項の承認が必要な変更の申請書を処理する場合に準用する。この場合において、「認定」とあるのは「承認」と、「付録第18号の様式により認定書」とあるのは「付録第21号の様式により変更の承認書」と読み替えるものとする。

2 申請された長期型養成課程の変更の全部又は一部が承認を要しないものであるときの処理については、第34条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「養成課程」とあるのは、「長期型養成課程」と読み替えるものとする。

(変更届)

第44条 長期型養成課程に係る事項の変更の届出があったときは、第3条の規定により、これを受理する。

2 変更の内容が、認定書又は長期型養成課程学校等科目名原簿の記載事項の訂正を必要とする場合は、新たな認定書又は長期型養成課程学校等科目名原簿を作成するとともに、認定書を届出者に交付し、旧認定書を速やかに返納させるものとする。

(認定の取消し等)

第45条 第35条第1項から第5項までの規定は、長期型養成課程の認定を取り消す場合に準用する。この場合において、同条第1項中「養成課程」とあるのは「長期型養成課程」と、同条第5項中「付録第15号」とあるのは「付録第22号」と読み替えるものとする。

(廃止)

第46条 認定施設者から、規則第28条の2第1項の廃止の届出があったときは、次条第1項の認定学校原簿に「廃止」の文字及び廃止の年月日を明記して、保管するものとする。

(認定原簿の保管)

第47条 第41条第2項の規定により作成した長期型養成課程学校等科目名原簿は、認定書等の写し及び申請書等（必要と認めるものに限る。）とともに認定学校原簿として認定学校（部科）別及び資格別に整理し、変更等の経緯を明らかにして、常に認定の現状を把握できるよう保管するものとする。

2 前項の認定学校原簿は、取消し又は廃止による長期型養成課程の認定の失効の日から1年を経過する日まで保管するものとする。

第2款 認定施設者に対する指導等

(指導)

第48条 地方局長は、認定施設者に対し、その長期型養成課程を厳正に実施するよう適宜の方法により指導するものとする。

(認定申請、変更申請及び届出に対する依頼)

第49条 認定の申請書の様式はできる限り、付録第23号の様式によることとするよう依頼するものとする。

(修了証明書の発行)

第50条 修了証明書の様式はできる限り、付録第24号の様式のものを作成するよう依頼するものとする。

(定期点検及び調査)

第51条 地方局長は、毎年1回以上定期的に、認定した学校等のホームページの掲載内容を確認することその他の適宜な方法により、当該学校等の長期型養成課程が認定基準に適合するよう維持されていることを点検するものとし、必要があると認めるときは、職員を派遣して、実地に調査を行うものとする。

2 第40条第2項から第7項までの規定は、前項の実地調査において、その長期型養成課程が認定した内容と異なることを知ったときに準用する。この場合において、「養成課程」とあるのは、「長期型養成課程」と読み替えるものとする。

3 第35条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により指示伺いを処理する場合に準用する。この場合において、同条第5項中「付録第15号」とあるのは「付録第22号」と読み替えるものとする。

第3節 認定講習課程

第1款 認定講習課程の認定等

(認定)

第52条 第11条の規定により認定講習課程を認定したときは、申請者に付録第25号の様式により認定書を交付するものとする。

(認定の拒否)

第53条 第8条の規定により審査した結果、その申請が所要の条件に適合していないと認めるとき（第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認定しないこととする旨の指示があった場合を含む。）は、これを拒否するものとし、付録第26号の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該文書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

(変更の承認)

第54条 第52条及び第53条の規定は、規則第38条第1項の変更の承認の申請書を処理する場合に準用する。この場合において、「認定」とあるのは「承認」と、「付録第25号の様式により認定書」とあるのは「付録第27号の様式により変更の承認書」と読み替えるものとする。

(変更届)

第55条 規則第38条第2項の規定により、変更の届出があったときは、第3条の規定により、これを受理する。

2 申請された認定講習課程の変更の内容の全部又は一部が承認を要しない変更に該当するときは、そのまま受理して、その該当する部分を届出として処理し、処分の通知又は写しの証明書に併せてその旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による写し証明は付録第28号の様式とする。

(認定の取消し等)

第56条 第35条の規定は、認定講習課程の認定を取り消す場合に準用する。この場合において、同条第1項中「養成課程」とあるのは「認定講習課程」と、「認定施設者」とあるのは「認定講習課程実施者」と、同条第2項中「認定施設者」とあるのは「認定講習課程実施者」と、同条第5項中「付録第15号」とあるのは「付録第29号」と、同条第6項中「付録第16号」とあるのは「付録第30号」と読み替えるものとする。

第2款 認定講習課程実施者に対する指導等

(指導等)

第57条 地方局長は、認定講習課程実施者に対し、その認定講習課程を厳正に実施するよう適宜の方法により指導を行うものとする。

2 修了証明書はできる限り、付録第31号の様式のものを作成するよう依頼するものとする。

3 認定の申請の様式はできる限り、付録第32号の様式によることとするよう依頼するものとする。

(実施調査)

第58条 地方局長は、職員を派遣して、認定講習課程がその認定の基準に適合しているかどうかを確認するため適宜実施調査を行うものとする。

第5章 学校の認定等

第1節 無線従事者に関する学校等の認定

第1款 学校等の認定等

(認定)

第59条 第11条の規定により無線従事者に関する学校等を認定したときは、付録第33号の様式により認定書を申請者に交付するものとする。

2 認定後速やかに当該申請書及び添付書類により付録第34号の様式の認定学校原簿を作

成するものとする。

(認定の拒否)

第60条 第8条の規定により審査した結果、その申請が所要の条件に適合していないと認めるとき（第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認定しないこととする旨の指示があった場合を含む）は、これを拒否するものとし、付録第35号の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該文書の写しを添えて、速やかに局長に報告するものとする。

(変更)

第61条 学校等の認定に係る事項の変更の届出があった場合は、速やかに当該変更事項が規則第16条第3項の認定の取消しの申請を要するものでないことを確認し、認定の取消しの申請を要するものであるときは、電話等により届出者にその旨を通知して届出書を返付するとともに、認定の取消しの申請を行うよう指導するものとする。

2 規則第16条第1項の事前届出があった場合は、前項の確認後に、変更後の内容が認定基準（平成2年郵政省告示第279号（学校等の認定基準を定める件）の認定基準をいう。以下この節において同じ。）に適合するか否かを審査し、適合しないものとなると判断するときは、届出者にその旨を通知して、変更内容の是正を指導するものとする。この場合において、変更内容の是正が困難であるとき又は変更内容を是正する意思のないときは、認定の取消しの申請を行うよう指導するものとする。

3 変更の内容が認定書又は認定学校原簿の記載事項の訂正を必要とする場合は、新たな認定書又は認定学校原簿を作成するとともに、新たな認定書を作成したときは認定書を届出者に交付し、旧認定書を速やかに返納させるものとする。

(認定の取消し等)

第62条 認定を受けた学校等が認定基準に適合しないものとなったことを知ったとき（認定の取消しの申請があったときを除く。）は、直ちに学校等の設置者に対して、認定基準に適合するように是正することを指導するものとする。ただし、是正することが困難であるとき又は学校等の設置者が是正する意思のないときは、認定の取消しの申請を行うよう指導するものとする。

2 前項の指導に従わない場合であって、その認定を取り消す必要があると認めるときは、地方局長の意見等を記載した文書に必要と認める資料を添えて局長に指示伺いをするものとする。

3 前項の指示伺いに対し局長から認定を取り消すこととする旨の指示があった場合は、第13条の規定による聴聞の手続を執るものとする。

4 認定の取消しは、付録第36号の認定取消通知書により行う。

(認定の取消しの申請)

第63条 認定を受けた者から、認定の取消しの申請があったときは、認定を取り消すもの

とし、申請者に対し付録第37号の様式により取消しの通知をするものとする。

(廃校等)

第64条 認定を受けた者から、規則第18条第1項の廃校等の届出があったときは、第66条第1項の規定により保管している認定学校原簿に「廃止」の文字及び廃止の年月日を明記するものとする。

(他の地方局への移管)

第65条 認定を受けた学校等の所在地の変更の届出を受けた場合であって、管轄する地方局が異なることとなるときは、旧管轄地方局はその変更に係る届書及び当該学校等に関するすべての書類（認定書の写し及び認定学校原簿を除く。）を新管轄地方局へ移管するものとする。この場合において、当該変更についての旧管轄地方局長の意見があるときは、これを添えるものとする。

(認定原簿の保管)

第66条 第59条第2項の規定により作成した認定学校原簿は、認定書等の写し及び申請書等（必要と認めるものに限る。）とともに認定学校（部科）別及び資格（免除科目）別に整理し、変更等の経緯を明らかにして、常に認定の現状を把握できるように保管するものとする。

2 前項の保管は、認定の取消し又は廃校等による認定の失効の日から3年を経過する日まで行うものとする。

第2款 学校等の設置者に対する指導等

(指導)

第67条 地方局長は、学校等の設置者に対し、その教育内容が常に認定基準を満たすものであるよう適宜の方法により指導を行うものとする。

(定期点検及び調査)

第68条 地方局長は、毎年1回以上定期的に、認定した学校等のホームページの掲載内容を確認することその他の適当な方法により、認定した学校等（部科）が認定基準に適合するよう維持されていることを点検するものとし、必要があると認めるときは、職員を派遣して、実地に調査を行うものとする。

第2節 学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認

第1款 無線通信に関する科目の確認

(科目内容の確認)

第69条 第8条の規定により審査した結果、学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の内容を確認したときは、付録第38号の様式により確認書を申請者に交付するものとする。

(確認の拒否)

第70条 第8条の規定により審査した結果、その申請が所要の条件に適合していないと認めるとき（第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認定しないこととする旨の指示

があった場合を含む。)は、これを拒否するものとし、付録第39号の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の処分を行ったときは、申請者に通知した処分書の写しを添付して速やかに局長に報告するものとする。

(変更の届出)

第71条 規則第32条第1項の規定による学校の名称又は学部若しくは学科の名称の変更の届出があった場合は、規則第32条第2項の確認の取消しの申請を要する事項に変更がないことを確認し、確認の取消しの申請を要するときは、届出者に対し、速やかに確認の取消しの申請を行うよう指導するものとする。この場合において、学校の名称又は学部若しくは学科の名称の変更に係る事務処理は、当該確認の取消しの申請を待って行うものとする。

- 2 前項の確認の結果、取消しの申請をする必要がないと認められるときは、新たな確認書を作成し、届出者に交付するものとする。

(確認の取消し)

第72条 確認をした無線通信に関する科目が、当該確認をした期間の経過前に、規則第30条の表の中欄に掲げる資格の免許を受けるために必要な同表の下欄に掲げる科目の内容に適合しなくなったことを知ったとき(確認の取消しの申請があったときを除く。)は、規則第32条第2項の確認の取消しの申請を行うよう指導するものとする。

- 2 前項の指導に従わないときは、当該適合しない期間について確認を取り消すものとし、第13条の規定による聴聞の手続を執るものとする。

- 3 確認の取消しは、付録第40号の確認取消通知書により行う。

- 4 前項の規定により確認を取り消したときは、確認を取り消された者に対し、新たな確認書を交付するものとする。

(取消しの申請)

第73条 確認を受けた者から、現に受けている確認の一部について取消しの申請があったときは、当該確認の一部を取り消すものとし、申請者に付録第41号の様式により確認の取消しの通知をするとともに、新たな確認書を作成して交付するものとする。

(廃止)

第74条 確認を受けた者から、規則第32条の3の廃校等の届出があったときは、当該廃止に係る確認原簿の確認書の写しに廃止の年月日を記入するものとする。

(他の地方局への移管)

第75条 確認を受けた学校の学部又は学科の所在地の変更の届出を受けた場合であって、変更後の所在地が他の地方局の管轄となるときは、その変更に係る届書及び当該学校に関するすべての書類(確認書の写し及び科目履修内容明細書を除く。)を変更後に管轄する地方局へ移管するものとする。

(確認原簿の保管)

第76条 確認書及び科目履修内容明細書の写しは、申請書等（必要なものに限る。）とともに確認原簿として、学校（部科）別及び資格別に整理し、変更等の経緯を明らかにして、常に確認の現状を把握できるように保管するものとする。

2 前項の確認原簿は、確認が有効である限り保管するものとする。

第2款 確認した科目の定期点検等

（定期点検及び調査）

第77条 地方局長は、毎年1回以上定期的に、確認をした学校のホームページの掲載内容を確認することその他の適当な方法により、確認をした無線通信に関する科目（開設期間の終期が到来していないものに限る。）が、規則第30条の表の中欄に掲げる資格の免許を受けるために必要な同表の下欄に掲げる科目の内容に適合していることを点検するものとし、必要があると認めるときは、職員を派遣して、実地に調査を行うものとする。

第6章 船舶局無線従事者証明及び訓練

第1節 船舶局無線従事者証明

第1款 証明書の発給

（新規訓練の受講措置）

第78条 第8条の規定による証明申請書（規則第53条の申請書をいう。以下この節において同じ。）の審査において、証明の申請者のうち新規訓練の課程を修了しており、かつ、その修了の日から5年を経過していない者以外の者（以下「新規訓練対象者」という。）については次の各号により、新規訓練の受講に係る所要の措置を講ずるものとする。

- (1) 証明申請書の受付期間の終了後、速やかに新規訓練対象者の数（規則別表第22号注2に該当する者の数を含む。）を第12条の規定により局長に報告すること。
- (2) 前号の報告に対し、局長から電話等により、新規訓練の実施日及び当該実施日ごとの新規訓練対象者の数の通知を受けたときは、速やかに当該実施日ごとの新規訓練対象者を定め、当該新規訓練対象者に対してその訓練の実施に関して必要な事項を付録第42号の様式により通知するとともに、訓練手数料納付書（手数料収納事務処理規程（平成13年5月17日総情総第97号）付録第6号様式）に所要事項を記入した上、手数料納付通知書及び手数料納付書を交付すること。
- (3) 前号の通知により、新規訓練対象者から文書又は電話により新規訓練を受ける旨の連絡を受けたときは、これを取りまとめた上、速やかに第12条の規定により局長に報告すること。
- (4) 新規訓練対象者が当局の指定する日に訓練を受けることができない者であることが判明した場合は、第12条の規定により局長に報告し指示を受けるものとする。

（証明）

第79条 第8条の規定により審査した結果、申請者が所要の条件に適合していると認められ（前条の規定による新規訓練対象者について局長から新規訓練を修了した旨の通知があり、かつ、当該新規訓練対象者から新規訓練の手数料の納付のあった場合を含む。）、証

明を行ったときは、申請者に証明書を交付するものとする。

(証明の拒否)

第80条 第8条の規定により審査した結果、申請者が所要の条件に適合しないと認めるとき（第78条の新規訓練対象者について局長から新規訓練を修了しなかった旨の通知があった場合又は第5条の規定による指示何いに対し、局長から証明を行わないこととする旨の指示があった場合を含む。）は、証明を拒否するものとし、当該申請者に付録第43号の様式によりその旨を通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該通知文書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

(証明書の交付)

第81条 証明書は、付録第44号の証明書の作成要領により作成して交付するものとする。この場合において、証明申請書又は証明書の再交付申請書の余白に当該証明書の番号を記載しておくものとする。

第2款 証明書の再交付等

(証明書の再交付)

第82条 証明書を失った場合における証明書の再交付申請書に添付する書類であつて、規則第57条第3号に掲げるものは、次表の左欄に掲げる行為のうち最近のものについて、それぞれ中欄に掲げる事項を記載し、右欄に掲げる者の確認を受けた書類とする。

行 為	事 項	確認を行った者
施行規則第32条の10又は第34条の12の無線設備を備える無線局の無線従事者として選任又は解任	1 その選任又は解任の日 2 その選任又は解任に係る無線局の次の事項 (1) 種別 (2) 識別信号 (3) 免許番号又は国籍	その選任又は解任に係る無線局の免許人又はこれに準ずる者
再訓練又は認定再訓練の課程の修了	その修了の日及び訓練実施者	その訓練の実施者

2 証明書の再交付を行う場合は、当該証明書の官庁記載欄に、「再交付」及び「最近の経歴」の文字並びに次表の左欄に掲げる経歴のうち最近のものについて、それぞれ右欄に掲げる内容を記載し付録第45号のひな形の証明印を押なつしておくものとする。

経 歴	記載内容
施行規則第32条の10又は第34条の12の無線設備を備える無線局の無線従事者としての選任又は解任の経歴	「選任」又は「解任」の文字、選任又は解任の年月日及び選任又は解任に係る無線局の免許番号又は国籍
再訓練又は認定再訓練	「再訓練」又は「認定再訓練」の文字及び当該訓練を修了した年月日

(証明書の訂正等)

第83条 証明書の訂正申請書を受領したときは、所要の条件に適合しているかどうかを審査した後、付録第46号の証明書の訂正要領に準じて訂正を行うものとする。

2 証明書の訂正を行うよりも証明書の再交付を行う方が適当であると認められるものについては、証明書の再交付の申請を行うよう指導するものとする。

(証明書の廃棄)

第84条 返納された証明書は、再使用のおそれのないようにして廃棄するものとする。

ただし、返納する者から証明書を保有したい旨の申出があった場合には、再使用のおそれがないよう無効処理の上返納する者へ返付することができる。

(原簿)

第85条 第79条の規定による証明を行ったときは、証明原簿に登録するものとする。

2 証明書を訂正したとき若しくは再交付したとき又は証明が効力を失ったときは、証明原簿を修正するものとする。

第3款 証明の効力の確認

(効力確認のための報告徴集)

第86条 証明書の経歴欄に無線局の免許人又はこれに準ずる者の確認を受けていない場合等その者が受けた証明の効力に関して有効性を調査する必要がある場合は、所轄地方局長

(施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。以下同じ。)は、法第81条の2第1項の規定に基づき、調査を行う必要がある者(証明を要する船舶局の無線設備の操作の業務に従事し、又は従事しようとする者に限る。以下「調査対象者」という。)に対して、付録第47号の様式により報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求めた日から2週間を経過しても報告書その他書類(以下「報告書等」という。)の提出がないときは、調査対象者に対して、適宜の方法により督促を行うものとする。この場合において、報告を求めた日から1か月間経過しても報告書等の提出が無く、かつ、正当な理由がない場合は、第90条及び第91条により処理するものとする。

(効力の判定)

第87条 前条第1項の報告書等が提出されたときは、その記載内容が適正であるかどうかについて、できる限り法第51条に基づく無線従事者選(解)任届及び規則第66条に基づく報告を活用して、証明の有効性に係る判定を行うものとする。この場合において、報告書等から当該判定ができないと認められるときは、施行規則第43条の5第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(効力の確定)

第88条 前条の判定の結果、施行規則第43条の5第1項に掲げる書類等により効力が確認できた場合は、付録第48号の様式により当該調査対象者に対して証明が適正である旨通知を行うとともに証明の効力を確定するものとする。

2 証明の効力の確定は、証明書の再交付の手續に準じて、当該証明書の官庁記載欄に「最近の経歴」の文字及び第81条第2項の表の左欄に掲げる経歴のうち最近のものについてそれぞれ右欄に掲げる内容並びに「○○○(注：前項の書類等を記載)により○○年○○

月〇〇日（確認の日を記入）上記事実を確認」の文字を記載し、付録第45号のひな形の証明印を押なつて行うものとする。

（失効等の場合の措置）

第89条 第87条の判定の結果、証明の効力が失効している場合は、適宜の方法により証明書の返納を求めるものとする。

2 第87条の判定の結果、証明の効力に疑いがある場合は、次条及び第91条により処理を行うものとする。

（効力に疑いのある場合の措置）

第90条 証明を受けた者が法第48条の3第1号又は第2号の規定に該当する疑いがある場合は、所轄地方局長は、法第81条の2第2項の規定に基づき、付録第49号の様式により当該者に対して、効力を確認するための書類の提出を求めるものとする。

2 前項の書類が提出された場合は、第87条の規定に準じて、証明の効力の有効性を判定するものとする。

3 前項による判定の結果、効力が確認できた場合、第88条に準じて証明の効力を確定するものとする。この場合において付録第48号の様式とあるのは付録第50号の様式と読み替えるものとする。

4 第2項による判定の結果、証明の効力が失効している場合は、適宜の方法により証明書の返納を求めるものとする。

5 第1項において、書類の提出を求めた日以後3か月間、施行規則第43条の5第1項に掲げる書類の提出がない場合は、当該人に付録第51号の様式の通知書により弁明の機会を付与し、当該人からの弁明の内容を参しゃくした上、効力の停止の処分を行うものとする。

（書類の未提出の場合の処分）

第91条 前条第5項の効力の停止の処分の通知は、付録第52号の様式の通知書を直接手交し、又は郵便法（昭和22年法律第165号）第47条に規定する配達証明郵便によって、本人に送付することにより行うものとする。

2 前項の手交により処分の通知を行う場合は、当該人から通知書を受領した旨の書面（様式適宜）を徴し、これに署名及び押印させるものとする。

3 第1項及び第2項により証明の効力の停止を受けた者が、その効力停止中であるにもかかわらず、証明を要する無線局の無線設備の操作を行ったときは、電波法令違反処理規程の船舶局無線従事者証明無証明操作に関する取扱いに準じて処理するものとする。

4 第1項及び第2項証明の効力の停止処分を行った後、効力停止の日から5年を経過するまでの間に、施行規則第43条の5第1項に規定する書類が提出された場合は、第86条の規定に準じて、証明の効力の有効性を判定するものとする。

5 前項の判定により証明が有効である場合には、速やかに付録第53号の様式により証明の効力の停止の解除を当該人に対して通知するものとする

(処理状況の記載)

第92条 第86条から第89条までの処理を行ったときは、その都度、付録第54号の様式の一覧表に必要事項を記載しておくものとする。

2 第90条及び第91条までの処理を行ったときは、その都度、付録第55号の様式の一覧表に必要事項を記載しておくものとする。

(検査時の指導等)

第93条 船舶局の検査において、証明書の経歴欄に無線局の免許人又はこれに準ずる者の確認を受けていないことが判明した場合は、関係各課と密接な連絡をとって付録第56号の様式の指導文書を当該証明書の所有者へ交付するとともに、氏名、生年月日、証明書の番号、証明の年月日、最近の業務経歴（当該証明書から確認できるもの。）、住所又は連絡先（電話番号を含む。）、証明の効力を確認した書類及びこれから確認できた最近の業務経歴（船舶局の検査において、合格の判定を行った場合に限り。）を調査の上、付録第54号の様式の一覧表に記載するものとする。

2 前項の場合において、証明の効力の確定が必要な場合であって、当該証明を受けた者から所要の書類が提出されたときは、第88条の手續に準じて処理を行うものとする。

3 第1項の場合において、証明を受けた者に関する処理が他の地方局において処理すべきものであるときには、付録第54号及び第55号の様式の一覧表の写しをもって、所轄地方局に移管するものとする。

(管海官庁に対する応答)

第94条 管海官庁から、証明書の有効性について照会があった場合は、第86条から前条までの規定に従い証明の効力の確認を行い、結果について適宜の方法により回答するものとする。

第2節 再訓練

(受理)

第95条 再訓練の申請書（規則第59条の申請書をいう。以下この節において同じ。）は、申請者が訓練を受けようとする希望の実施場所を所轄する地方局において受理するものとする。

2 前項の申請書の受付について、地方局長は、定期実施時期のものにあつては、原則としてその実施日の2週間前の日以前2週間を受付期間として設定するものとし、定期実施時期以外のものにあつては随時とする。

なお、定期実施時期以外の申請については、できる限り申請者の利益を損なわないよう相当措置するものとする。この場合において随時受け付けた申請者に対する訓練の実施については、できる限り定期実施時期の訓練に合せて行うものとし、やむを得ない場合については、これ以外に行うものとする。

3 第1項の申請書を受理した地方局において、当該申請者から訓練の受講場所を変更したい旨の申出があった場合は、当該申請書の写しを添えて、当該実施場所を管轄する地方局

へ訓練の依頼を行うものとする。この場合において、依頼後の事務処理は、依頼を受けた地方局において行うものとする。

(申請者への通知)

第96条 前条の規定により再訓練の申請書を受理したときは、速やかに再訓練の実施日及び場所を定め、申請者に対しその訓練の実施に関して必要な事項を付録第57号の様式により通知するものとする。

(再訓練の実施)

第97条 再訓練は、規則第60条の規定及び平成2年郵政省告示第281号(船舶局無線従事者証明に係る訓練要領を定める件)別表第2号によるほか、付録第58号の再訓練事務処理要領により実施するものとする。

(再訓練の課程の修了証明)

第98条 再訓練の課程を修了したときは、付録第59号の様式により訓練の修了通知を行うとともに、その課程を修了した者が有する証明書の経歴の訓練関係の欄にその修了したことを証するものとする。この場合において、確認欄に押なつする印は、付録第45号のひな形の証明印を使用するものとする。

第3節 訓練の課程の認定

(認定)

第99条 第11条の規定により訓練の課程を認定したときは、申請者に付録第60号の様式により認定書を交付するものとする。

(認定の拒否)

第100条 第8条の規定により審査した結果、その申請が所要の条件に適合していないと認めるとき(第9条の規定による指示伺いに対し、局長から認定しないこととする旨の指示があった場合を含む。)は、これを拒否するものとし、付録第61号の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の処分を行ったときは、当該通知文書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

(認定の変更)

第101条 第99条及び前条の規定は、認定新規訓練及び認定再訓練の課程に係る規則第65条第1項の承認に準用する。この場合において、認定とあるのは承認と、付録第60号の様式とあるのは付録第62号の様式と読み替えるものとする。

2 前項の承認の申請に係る変更の内容の全部又は一部が承認を要しない事項の変更に該当するときは、そのまま受理して、その該当する事項を届出として処理し、その申請書及び添付書類の写しを添え、又は処分の通知に併せてその旨を申請者に通知するものとする。

3 認定新規訓練又は認定再訓練の課程に係る変更において、その変更の内容が認定書の記載事項の訂正を必要とする場合は、新たな認定書を作成し、申請者又は届出者に交付するとともに、旧認定書は速やかに返納を求めるものとする。

(認定の取消し等)

第102条 第35条第1項から第5項までの規定は、認定講習課程の認定を取り消す場合に準用する。この場合において、同条第1項中「養成課程」とあるのは「認定新規訓練又は認定再訓練の課程」と、「認定施設者」とあるのは「認定を受けている者」と、同条第2項中「認定施設者」とあるのは「認定を受けている者」と、同条第5項中「付録第15号」とあるのは「付録第63号」と読み替えるものとする。

2 認定を取り消したときは、局長及び他の地方局長に認定取消しの報告又は通知をするものとする。

(課程の廃止)

第103条 教育施設の教育課程において行う認定新規訓練の課程の廃止の届出があったときは、第105条第1項の認定原簿に「廃止」の文字及び廃止の年月日を明記して、保管するものとする。

(他の地方局への移管)

第104条 認定新規訓練の課程に係る認定を受けている者が実施する当該認定新規訓練の主たる実施の場所の変更に伴い、管轄する地方局が異なることとなる場合は、旧管轄地方局は、その変更に係る届書及び当該認定に係るすべての書類を新管轄地方局へ移管するものとする。この場合において、当該変更についての旧管轄地方局長の意見があるときは、これを添えるものとする。

(認定原簿の保管)

第105条 教育施設の教育課程において行う認定新規訓練については、認定書等の写し及び申請書等（必要と認めるものに限る。）を認定原簿として、学校等（部科）別に整理し、変更等の経緯を明らかにして、常に認定の現状を把握できるように保管するものとする。

2 前項の認定原簿は、取消し又は廃校等による認定の失効の日から5年を経過する日まで保管するものとする。

(認定を受けた者に対する指導)

第106条 地方局長は、認定新規訓練の課程に係る認定を受けている者に対し、必要の都度、その訓練内容が認定基準に適合するよう適宜の方法により指導を行うものとする。

(調査及び定期点検)

第107条 地方局長は、職員を派遣して、認定新規訓練及び認定再訓練の課程がその認定の基準に適合しているかどうかを確認するため適宜実地調査を行うものとする。

2 地方局長は、教育施設の教育課程において行う認定新規訓練については、毎年1回以上定期的に、認定した学校等のホームページの掲載内容を確認することその他の適当な方法により、当該学校等の認定新規訓練の課程が認定基準に適合するよう維持されていることを点検するものとし、必要があると認めるときは、前項の実地調査を行うものとする。

第4節 事務の実施方法

(事務の実施方法)

第108条 船舶局無線従事者証明に係る事務の実施に当たっては、この章に規定するもののほか、できるだけ日本工業規格「品質マネジメントシステム—要求事項Q9001」に準拠して行うものとする。

第7章 インターネット公表

(インターネット公表)

第109条 地方局長は、次に掲げる事項について、現状をインターネットにて公表するものとする。

- (1) 規則第15条の規定により認定した国家試験の一部免除認定校の名称、部科名及び免除する資格の無線従事者国家試験の試験科目
- (2) 規則第31条第1項の規定により確認した無線通信に関する科目、学校の名称、部科名及び免許の対象資格
- (3) 規則第23条第1項の規定により認定した長期型養成課程認定校の名称、部科名及び免許の対象資格
- (4) 規則第63条第1項の規定により認定した認定新規訓練認定校の名称、部科名
(公表用電子データの作成等)

第110条 地方局長は、インターネット公表を行うこととされている学校等の認定及び科目の確認並びにそれらの変更、取消し及び廃止について、四半期末現在におけるインターネット公表用電子データ（地方局版）を付録第64号の様式により作成するものとする。

2 前項のインターネット公表用電子データの作成（地方局版）に当たって、認定の取消し又は学校等の廃止により認定の効力が失われた国家試験の一部免除認定校については、その旨を注記して掲載するものとし、当該認定の効力が失われた日から3年を経過した日の直後の電子データ更新日に削除するものとする。

(公表の実施)

第111条 地方局長は、前条第1項の規定により作成したインターネット公表用電子データ（地方局版）を第12条の規定により局長に報告することともに、当該電子データを作成した日から2週間以内に自局のホームページ上に掲示して、公表するものとする。

(公表用電子データの訂正等)

第112条 インターネット公表用電子データについて記載の誤りを発見したときは、直ちに当該誤りの部分についてインターネット公表用電子データを訂正し、現に公表しているインターネット公表用電子データを訂正後のインターネット公表用電子データに差し替えるとともに、訂正後のインターネット公表用電子データを添えて、速やかに局長に報告するものとする。

(その他の公表)

第113条 地方局長は、現に公表しているインターネット公表用電子データ（地方版）を無線通信部航空海上課（沖縄総合通信事務所にあつては無線通信課）に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 国家試験の不正行為

(国家試験の無効)

第114条 国家試験の合否決定後に正当な受験者に代わって受験したことが判明した場合には、法第48条第1項に基づき当該不正行為に関わる正当な受験者及び正当な受験者に代わって受験した者の当該期の国家試験において受験したすべての科目の試験を無効とする。

(一定期間の受験停止)

第115条 法第48条第1項に基づき期間を定めて行う受験停止は、次の各号によるものとする。

(1) 次に該当する者が、当該試験期のその後の試験において、答案の作成に当たって、答案作成上参考となる事項が記載されている参考書類、筆記帳、紙片等を答案の作成に利用した場合は1年間の受験停止とする。

ア 他の受験者の答案を盗視している疑いがある行為をした者、答案の作成上参考となる事項について他の受験者と話し合い、又はその他の方法によって連絡している疑いがある行為をした者又は答案の作成に当たって、答案作成上参考となる事項が記載されている参考書類、筆記帳、紙片等を答案の作成に利用している疑いがある行為をした者であって、当該試験期のその後の試験において再び当該各行為をした者

イ 執行官の指示に従わない行為をした者

ウ その他試験場の秩序を乱す行為をした者

(2) 答案の作成に当たって、答案作成上参考となる事項が記載されている参考書、筆記帳、紙片等を答案の作成に利用した者又は(1)のアからウの一に該当する者であって、当該試験期のその後の試験において(1)のアからウの一に該当する行為を行い、当該行為を行った日から2年以内に行われた試験の答案の作成に当たって、答案作成上参考となる事項が記載されている参考書類、筆記帳、紙片等を答案の作成に利用した者は1年6月間の受験停止とする。

(3) 正当な受験者に代わって受験した者及び当該不正行為に関わる正当な受験者は、2年間の受験停止とする。

(規定の準用)

第116条 第114条及び第115条の規定は、その行為を行わせた者に準用するものとする。

(処分の通知)

第117条 第114条から第115条までの規定による処分をする場合は、付録第65号又は第66号の様式により通知するものとする。

(処分の報告等)

第118条 前条の規定による処分の通知を行ったときは、地方局長は、直ちに次の各号に

掲げる事項を局長に報告するとともに、他の地方局長及び指定試験機関の長に通知するものとする。

- (1) 不正行為者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号
- (3) 試験年月日
- (4) 試験場
- (5) 不正行為の事実
- (6) 不正行為者に対する適用条項及び処分の内容
- (7) その他参考事項

第9章 雑則

第1節 無線従事者事務処理システム

(操作説明書)

第119条 無線従事者の免許に関するSTARSの操作については無線従事者事務処理システム操作説明書により行うものとする。

2 無線従事者に関する学校等の認定に関するSTARSの操作については、学校等認定管理業務操作説明書により行うものとする。

3 学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認に関するSTARSの操作については、科目確認管理業務操作説明書により行うものとする。

4 無線従事者の養成課程（長期型養成課程を除く。）に関するSTARSの操作については、養成課程認定管理業務操作説明書により行うものとする。

(各種確認リストの保存等)

第120条 STARSによる免許等の事務処理において確認リストを作成したときは、誤りがないか十分確認するとともに、確認処理を終了した各種確認リストについては1年間保存するものとする。

(STARSによる免許申請書の審査)

第121条 第8条による免許申請書の審査において、法第42条第1号又は第2号に該当するものでないことの審査は、STARSを利用して行うものとする。

2 第8条による所定の審査（前項の審査を除く。）を行った後、次条により免許申請書の審査等の処理をするものとする。

(免許申請書の審査等の処理)

第122条 免許申請書は、第119条第1項に定める無線従事者事務処理システム操作説明書によるほか、次により処理するものとする。

- (1) 免許の申請書の資格の欄に付録第2号の免許証の作成要領3（1）ウに定める資格別記号を記載した後、免許の申請書（申請書の内容を記録した電磁的記録を含む。）を無線従事者事務処理システムに登録すること。
- (2) STARSの申請書審査中一覧において、「欠格」の表示がされた者については、

電波法令違反者等に該当する者であるかどうかを確認すること。

- (3) STARSの申請書審査中一覧の氏名、生年月日等について、免許申請書により誤りがないかを確認し、また、「重複」の表示がされた者については、識別カード等により当該者が同一人であるかどうかを確認すること。
- (4) STARSの申請書審査中一覧の全ての項目について、入力等の内容に問題がなければ、無線従事者原簿に登録するとともに、審査完了確認リストを作成すること。
- (5) 免許証の作成は、前号の処理を行ったのち付録第2号の免許証の作成要領により行うこと。

(免許証の再交付等の処理)

第123条 免許証の再交付及び訂正は次により処理するものとする。

- (1) 免許証の再交付及び訂正を行うときは、無線従事者原簿の検索を行い、無線従事者原簿の再交付処理及び修正を行うとともに、更新処理確認リストを作成すること。
- (2) 免許証の作成は、前号の処理を行ったのち、付録第2号の免許証の作成要領により行うこと。

(免許の失効の処理)

第124条 規則第51条の規定により免許証の返納があったとき（免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見して返納があったときを除く。）は、無線従事者原簿の検索を行い、無線従事者原簿の失効処理を行うとともに、更新処理確認リストを作成するものとする。

(無線従事者ファイルの修正処理)

第125条 無線従事者原簿の修正を行うときは、無線従事者ファイルの検索を行い、無線従事者ファイルを修正するとともに、更新処理確認リストを作成するものとする。

第2節 船舶局無線従事者証明原簿システム

(操作説明書等)

第126条 証明に関するSTARSの操作については、船舶局無線従事者証明原簿システム端末運用手引書により行うものとする。

2 STARSによる証明等の事務処理における各種確認リストの保存等については、第119条の規定に準じて行うこと。

(STARSによる証明の審査)

第127条 第8条による証明に係る申請書の審査において次のものについては、STARSを利用して行うものとする。

- (1) 施行規則第34条の11に規定する無線従事者の資格を現に有する者であるかどうかの審査
- (2) 法第48条の2第3項において準用する法第42条第1号又は第2号に該当するものでないかどうかの審査

(証明の処理)

第128条 前条の審査は、当該申請者について無線従事者原簿を検索して行うものとする。
(登録の処理)

第129条 第79条の規定により証明を行ったときは、当該申請者を証明原簿に登録するものとする。

2 前項の登録処理において登録確認表に重複表示された者については、同一人であるかどうかを確認し、別人である場合は、強制入力により登録するものとする。
(修正の処理)

第130条 証明を受けた者について、証明の失効、証明の取消し、証明の効力の停止及びその解除、証明を受けた者の業務停止及びその解除、再訓練又は認定再訓練の修了、証明書の再交付又は証明書の訂正の事務を行ったときは、その者の証明ファイルを修正するものとする。
(削除の処理)

第131条 証明の番号に誤りがあるときは、当該証明書の番号に係る登録を証明ファイルから削除するものとする。

第3節 電磁的方法により提出された申請書等の事務処理

(電磁的方法による申請等の受理)

第132条 磁気ディスクによる申請書等が提出された場合は、平成10年郵政省告示第135号(無線従事者規則第97条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件)に基づき、提出票の記載内容及び磁気ディスクのラベル領域にちょう付されている書面の記載内容を確認するとともに、その磁気ディスクに記録されている内容を印字して確認した後、第3条の規定により確認して受理するものとする。

2 前項の規定は、申請書等の写しについて磁気ディスクにより提出があった場合にも適用するものとする。
(補正)

第133条 前条の審査をした結果、適当でない磁気ディスクによる書類の提出があったときは、適宜の方法により補正を求めるものとする。
(保管)

第134条 提出票、磁気ディスク及び印字した申請書等は、適宜な方法により整理保管するものとする。
(ウイルス対策)

第135条 磁気ディスクにより提出があったときは、その磁気ディスクにコンピューターウイルスが混入していないか、あらかじめ確認するものとする。
2 前項の確認の結果、コンピューターウイルスの混入が確認された場合は申請者に返付するものとする。

付録第1号（第12条関係）

報告の区分及び様式等

区分	報告の様式等		
	様式	報告の期限	摘要
1 免許証等の使用状況	別紙1	毎年4月10日 及び10月10日	それぞれの月の前月末現在の 使用状況を報告すること
2 主任無線従事者の選任状 況及び主任講習受講者数	主任原簿 の写し等	翌年度4月末日	年度ごとに取りまとめること
3 無線従事者養成課程の認 定及び実施状況	別紙2	翌年度4月末日	年度ごとに取りまとめること
4 長期型養成課程の認定及 び実施状況	別紙3	翌年度4月末日	年度ごとに取りまとめること
5 認定講習課程の認定及び 実施状況	別紙4	翌年度4月末日	年度ごとに取りまとめること
6 船舶局無線従事者証明の 新規訓練 (1) 新規訓練対象者数 (2) 新規訓練対象者 (3) 訓練を受けることがで きない者	電話等 STARS 電話等	証明申請の受付期 間終了後速やかに 確定後速やかに 判明後速やかに	規則別表第22号注2に該当 する者の数を含めること 訓練対象者が訓練を受けるこ とができない場合
7 船舶局無線従事者証明の 再訓練 (1) 再訓練実施状況等 (2) 訓練実施計画	別紙5 別紙6	翌年度の4月末日 実施年度の前年度 の第3四半期中	再訓練及び認定再訓練の実施 状況並びに認定再訓練の課程 の認定状況を年度ごとに取り まとめること 訓練の日時、場所等の年間実 施計画を報告すること
8 船舶局無線従事者証明の 効力の確認	付録第5 4号及び 第55号	翌年度の4月末日	年度ごとに証明の効力の確認 を行った場合の処理状況を取 りまとめること
9 インターネット公表	付録第6 6号	毎年1月15日、 4月15日、7月 15日及び10月 15日まで	それぞれの月の1日現在の状 況を報告すること。

別紙 1

用紙使用状況の報告書の様式

第 年 月 日

総合通信基盤局長 殿

(何) 総合通信局長 (注 1)

免許証等使用状況報告書

(年 月現在)

短
辺

用紙等の区別	前期末 現在数	今期受入数		今期使用数			今期末 現在数	次 期		備 考
		本省から	管理換	交付	書損	管理換		使用見込	不足見込	
免許証用プラスチックカード										
インクリボン										
トップコート										
ホログラムフィルム										
船舶局無線従事者証明書										

長 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
 2 管理換が行われた場合は、その相手方となった地方局名を備考欄に記載すること。
 3 免許証用プラスチックカード、船舶局無線従事者証明書にあつては枚、インクリボン、トップコート、ホログラムにあつては個単位（ただし、使用中のものは含まない）で記入すること。

別紙 2

養成課程の認定及び実施状況報告書の様式

1 枚目

短
辺

第 年 月 日 (何) 総合通信局長 (注1)									
無線従事者養成課程の認定及び実施状況報告書 (年度 四半期)									
総合通信基盤局長 殿									
資格別 第三級海上無線通信士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
第四級海上無線通信士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
第一級海上特殊無線技士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
第二級海上特殊無線技士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
第三級海上特殊無線技士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
レーダー級海上特殊無線技士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
航空無線通信士	認定施設者								
	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								

長 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

2枚目

資格別	認定施設者								
航空特殊無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
第一級陸上特殊無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
第二級陸上特殊無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
第三級陸上特殊無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
国内電信級陸上特殊無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
第三級アマチュア無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
第四級アマチュア無線技士	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								
合計	認定件数								
	実施件数								
	受講者数								
	修了者数								

- 注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
 2 認定施設者の欄は名称を記載すること (例: ○○県警察本部、○○株式会社 等)
 3 実施件数のうち、地方局所在地以外の地域で実施した件数は実施件数欄に () で再掲すること。
 4 受講者数は、修了試験の受験者数を記載すること。

別紙 3

養成課程の認定及び実施状況報告書の様式

総合通信基盤局長 殿		第 年 月 日								
		(何) 総合通信局長 (注1)								
		無線従事者長期型養成課程認定及び実施状況報告書 (年度)								
学校の種別		大学	短大	高専	高校	中等	専修	各種	各省	その他
第三級海上無線通信士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第四級海上無線通信士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第一級海上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第二級海上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第三級海上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
レーダー級海上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
航空無線通信士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
航空特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第一級陸上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第二級陸上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
第三級陸上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
国内電信級陸上特殊無線技士	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									
合 計	認定件数									
	取消・廃止件数									
	累計認定件数									
	修了者数									

長 辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
- 2 学校の種別は次の区分によること。
 「専修」 学校教育法第 124 条に規定する専修学校
 「各種」 学校教育法第 134 条に規定する各種学校
 「各省」 各省設置法に基づく大学校、学校、研修所等
 「その他」 上記以外の学校等
- 3 「修了者数」は当年度の修了者の数を記入すること。

別紙 4

認定講習課程の認定及び実施状況報告書の様式

第 年 月 日 号

総合通信基盤局長 殿

(何) 総合通信局長 (注)

認定講習課程の認定及び実施状況報告書

長
辺

認定講習課程実施者					合計
資格別					
第一級総合無線通信士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第二級総合無線通信士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第一級海上無線通信士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第二級海上無線通信士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第三級海上無線通信士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第四級海上無線通信士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第一級陸上無線技術士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
第二級陸上無線技術士	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				
合計	認定件数				
	実施件数				
	受講者数				
	修了者数				

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所においては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

別紙5

再訓練実施状況等の報告書の様式

総合通信基盤局長 殿		第 年 月 日 号				
		(何) 総合通信局長 (注)				
		再訓練及び認定再訓練の実施状況並びに 認定再訓練の課程の認定状況報告書				
		年度				
長 辺	訓練の 実施日					
	再 訓 練	実施場所				
		修了者数				
	認 定 再 訓 練	認 定 年月日				
		訓 練 の 実 施 者				
		実 施 場 所				
		修 了 者 数				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

別紙6

船舶局無線従事者証明の再訓練実施計画報告書

総合通信基盤局長 殿	第 号 年 月 日			
(何) 総合通信局長 (注1)				
<p>船舶局無線従事者証明の再訓練実施計画報告書</p> <p>標記について、下記のとおり実施計画を策定したので、報告します。</p> <p>記</p> <p style="text-align: right;">(平成 年度)</p>				
実施月日	開始時刻	実施場所	受付期間 (注2)	備考 (注3)

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
- 2 受付期間は「○月○日から○月○日」のように記載すること。
- 3 定期実施時期以外に計画した場合その他特記すべき場合に記載すること。

付録第2号（第14条及び第16条関係）

免許証の作成要領

- 1 免許証は、STAR Sによりプラスチックカードに所要の事項を印刷して作成するものとする。
- 2 免許の年月日は、当該免許に係る文書の決裁の日とすることを原則とする。また、発給年月日は、当該免許又は免許証の再交付に係る文書の決裁の日とすることを原則とする。
- 3 免許証の番号は、次の各号による記号及び数字をもって構成したものとする。

(1) 記号

次の局別記号、年度別記号及び資格別記号の順に記載する。

ア 局別記号

局名	記号
北海道総合通信局	J
東北総合通信局	I
関東総合通信局	A
信越総合通信局	B
北陸総合通信局	D
東海総合通信局	C
近畿総合通信局	E
中国総合通信局	F
四国総合通信局	G
九州総合通信局	H
沖縄総合通信事務所	O

イ 年度別記号

年度	記号
昭和28年度	D
昭和29年度	E
	{
昭和50年度	Z
昭和51年度	AA
	{
平成13年度	AZ
平成14年度	BA
	{
平成22年度	BI

(以下年度ごとに順次アルファベットの2文字によるものとする。)

ウ 資格別記号

資格名	記号
第一級総合無線通信士	A
第二級総合無線通信士	B
第三級総合無線通信士	C
第一級海上無線通信士	X
第二級海上無線通信士	Y
第三級海上無線通信士	Z
第四級海上無線通信士	D
第一級海上特殊無線技士	R
第二級海上特殊無線技士	V
第三級海上特殊無線技士	W
レーダー級海上特殊無線技士	K
航空無線通信士	E
航空特殊無線技士	T
第一級陸上無線技術士	F
第二級陸上無線技術士	G
第一級陸上特殊無線技士	J
第二級陸上特殊無線技士	U
第三級陸上特殊無線技士	O
国内電信級陸上特殊無線技士	Q
第一級アマチュア無線技士	H
第二級アマチュア無線技士	I
第三級アマチュア無線技士	L
第四級アマチュア無線技士	N

- (2) 数字は資格別に1から始まる数字を順次付けることを原則とし、年度ごとに更新するものとする。この場合において「第」及び「号」の文字は用いないものとする。
- (3) 再交付の免許証の番号は、旧免許証の番号に「-2」を付し、以後再交付のたびごとに「-2」を「-3」に、「-3」を「-4」のように順次更新するものとする。
- (4) 沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第153号）第28条の規定によりみなされた免許証の再交付をする場合の免許証の番号は、(3)によるほか、当該免許証の番号に「0」を冠するものとする。
- (5) 免許の取消し等により欠番となった免許証の番号は、補てんしないものとする。

(免許証番号の例)

関東総合通信局で平成22年度に発給する第三級アマチュア無線技士の免許証

6 外国語による記載は、次の各号によるものとする。

(1) 氏名の記載は、次によること。

氏名の発音に従いローマ字つづりとする。この場合は、昭和29年度内閣告示第1号「ローマ字のつづり方」の第2表によるほか、次による。

ア 長音を示す記号「ー」は用いない。

イ はねる音「ン」は、次にb、m又はpの文字が続く場合は「m」とし、その他の文字が続く場合は「n」とする。

(例) 新堀 丈太郎 の場合 J o t a r o S h i m b o r i

(2) 年月日の記載は次によること。

ア 日、月、年（西暦）の順に記載すること。

イ 日は数字のみを使用すること。

ウ 月は次の語を使用すること。

1月 J a n . 2月 F e b . 3月 M a r . 4月 A p r .

5月 M a y 6月 J u n . 7月 J u l . 8月 A u g .

9月 S e p . 10月 O c t . 11月 N o v . 12月 D e c .

(例) 平成22年4月1日の場合 1 A p r . 2010

平成22年5月6日の場合 6 M a y 2010

付録第3号（第14条及び第16条関係）

外国籍の申請者に対する免許証の作成にあたっては、付録第2号による他、次によること。

1 氏名の確認

氏名は旅券、外国人登録原票の写し（外国人原票記載事項証明書を含む。）等、公の機関（外国政府を含む。）が発行した証明書の原本により確認すること（申請書の所定欄に現に有する無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証の番号が記載され、氏名が確認できる場合を除く。）。なお、通称名による表記の希望がある場合には、当該証明書に通称名が記載されている場合に限る。

2 通称名の申請書への記載方法

申請者が免許証への氏名表記を本名ではなく、漢字等による「通称名」または「本名と通称名の併記」を希望している場合、申請書の氏名欄及びローマ字記載欄は本名及び本名のローマ字を記載し、申請書余白に希望の別、通称名、通称名のローマ字表記及びその他必要な事項を記載させるものとする。

（例）通称名を希望 通称名 山田 太郎 TARO YAMADA

（例）本名と通称名の併記を希望 通称名 山田太郎 TARO YAMADA

3 氏名の免許証への表記方法

外国籍の者については、原則として英語によるアルファベット表記とする。

ただし、本名が漢字またはカナの者については、日本人に準じた表記方法とする。

また、本名と通称名の併記を希望している場合、通称名は本名の次に括弧を付して表記する。

（例）鈴木 次郎（金 二郎）

（例）J o h n S m i t h（山田 太郎）

免許証の種類	表記の別	本名のみ	通称名のみ	本名と通称名
無線通信士 第一級海上特殊無線技士	漢字表記欄	本名（注1）	行わない	本名（通称名）
	ローマ字表記欄	本名（注2）		本名
陸上無線技術士 特殊無線技士（一海特除く）	漢字表記欄	本名（注1）	通称名	本名（通称名）
	ローマ字表記欄	（ローマ字表記は行わない）		
アマチュア無線技士	漢字表記欄	本名（注1）	通称名（注3）	本名（通称名）
	ローマ字表記欄	本名（注2）	通称名（注3）	本名（通称名）

（注1）英字氏名の場合、英字で記載する。

（注2）本名が英字の場合、漢字表記欄に英字で表記し、ローマ字表記欄には表記しない。

（注3）本名又は本名と通称名の表記への変更を行う場合は再交付申請を要する。

4 STARSにおける氏名等の入力事務処理

無線従事者免許証に表記する氏名の別に応じて、次表のとおりSTARSへ登録する。

氏名等のSTARSへの入力

表記の別	本名	通称名	本名と通称名
STARS 入力箇所			
本名が「漢字」の場合(注1)	本名を登録	通称名を登録	本名を登録
氏名(カナ)欄	日本人に同じ	日本人に同じ	日本人に同じ
氏名(漢字)欄	日本人に同じ	日本人に同じ	日本人に同じ
本名が「漢字以外」の場合(注2)	本名を登録	通称名を登録	本名を登録
氏名(カナ)欄	アルファベット	日本人に同じ	アルファベット
氏名(漢字)欄	「? ?」を入力	日本人に同じ	「? ?」を入力

注：1 カナ欄への入力は、申請書に記載されているものを入力する。カナでなくローマ字が記載されている場合は当該ローマ字を入力する。STARS登録できない文字の場合、氏名(漢字)欄に「? ?」と入力し、免許証氏名欄は手書きにて記載する。

2 表中、「アルファベット」とは、英語のアルファベットを指す。

5 西欧文字の英語アルファベットへの置換

英語のアルファベットに無い西欧文字は、下表に基づき置き換える。なお、申請者が現に保有する有効な国際的な証明書の氏名に下表によらないアルファベット表記がある場合は、下表に関らず、申請者が現に保有する証明書の表記とする。

(1) 一般的に使われている文字(キリル文字は(2)に記載)

文字	置換	文字	置換	文字	置換	文字	置換
Á	A	ę	e	ń	n	Ú	U
á	a	Ě	E	Ñ	N	ú	u
À	A	ě	e	ñ	n	Û	U
à	a	Ĝ	G	Ñ	N	ù	u
Ā	A	ĝ	g	ň	n	Ū	U
â	a	Ĝ	G	Ń	N	û	u
Ă	A	ğ	g	ņ	n	Ů	U
ă	a	Ĝ	G	Ň	N	ü	u
Ä	A	ġ	g	ŋ	n	Ű	U
ä	a	Ģ	G	ŏ	o	Ź	Z
Å	A	ġ	g	ó	o	Ž	Z
å	a	H	H	Ò	O	ž	z
Ą	A	h	h	ò	o	Ź	Z
ą	a	Ĥ	H	Ö	O	ž	z
Ā	AE	ĥ	h	ô	o	Ū	U
ä	ae	Í	I	Õ	O	ū	u
Ă	AA	í	i	õ	o	Ů	U
ǎ	aa	Ĭ	I	Ő	O	ų	u
Ĉ	C	ì	i	ó	o	Ű	UE

ć	c
Ĉ	C
ĉ	c
Č	C
č	c
ċ	c
Ç	C
ç	c
Đ	D
đ or ð	d
Ď	D
ď	d
Ē	E
é	e
Ĕ	E
è	e
Ě	E
ê	e
Ě	E
ë	e
Ě	E
ě	e
Ě	E
é	e
Ě	E
ē	e
Ě	E

Ī	I
î	i
Ĭ	I
ï	i
Ī	I
ĩ	i
Ī	I
ı	i
Ī	I
ī	i
Ī	I
ĭ	i
Ī	I
ĩ	i
Ĵ	J
ĵ	j
Ķ	K
ķ	k
Ļ	L
ļ	l
Ĺ	L
ĺ	l
L	L
l	l
Ľ	L
ĺ	l
L	L
ł	l

Ō	O
ō	o
Ŏ	O
ö	o
Ø	OE
ø	oe
Ö	OE
ö	oe
Ŕ	R
ŕ	r
Ř	R
ř	r
Ŗ	R
ŗ	r
Ś	S
ś	s
Ŝ	S
ŝ	s
Š	S
š	s
Ş	S
ş	s
Ŧ	T
t	t
Ț	T
ț	t
Ṭ	T
ṭ	t

ü	ue
Ŵ	W
w	w
Ŷ	Y
y	y
ÿ	Y
ÿ	y
ÿ	Y
ÿ	y
Ź	Z
z	z
Ž	Z
ž	z
Ž	Z
z	z
Þ	TH
þ	th
Æ	AE
æ	ae
IJ	IJ
ij	ij
Œ	OE
œ	oe
ß	SS
Ú	U

(2) キリル文字 (ロシア圏で使用される文字)

文字	置換
А	A
а	a
Б	B
б	b
В	V
в	v
Г	G
г	g
Д	D
д	d
Е	E
е	e
Ё	E
ё	e
Ж	ZH
ж	zh
З	Z
з	z
И	I

文字	置換
Л	L
л	l
М	M
м	m
Н	N
н	n
О	O
о	o
П	P
п	p
Р	R
р	r
С	S
с	s
Т	T
т	t
У	U
у	u
Ф	F

文字	置換
Ч	CH
ч	ch
Ш	SH
ш	sh
Щ	SHCH
щ	shch
Ы	Y
ы	y
Ѡ	IE
ѡ	ie
Э	E
э	e
Ю	IU
ю	iu
Я	IA
я	ia
Ѳ	Y
ѳ	y
Г	G

文字	置換
Г	G
г	g
Ѡ	D
ѡ	d
С	DZ
с	dz
Ј	J
ј	j
К	K
к	k
Љ	LJ
љ	lj
Њ	NJ
њ	nj
ћ	C
ћ	c
Ц	DZ
ц	dz
Ї	I

и	i
Й	N
й	n
К	K
к	k

ф	f
X	KH
x	kh
Ц	TS
ц	ts

г	g
ÿ	U
ÿ	u
Ѡ	U
ѡ	u

ï	I
---	---

5 外国人氏名（アルファベット）の省略

アルファベットによる氏名の表記は50字までのため、アルファベット及びスペースの数が40字を超える場合、ミドルネームを「頭文字」+「.」に省略する。ミドルネームを省略しても更に50字を超える場合は、ファミリーネームを「頭文字」+「.」に省略すること。

(例)

Lucas Eusebio Cansancio Erebaren, JR → Lucas E. C. Erebaren, JR

付録第4号（第14条関係）

免許証不着の申立に対する対処要領

- 1 免許証の郵送を引き受けた日本郵便本支店（以下、「支店等」という。）に不着の申告を行い、調査を依頼するとともに、不着の申立を行った者に対し、当該免許証の番号、免許年月日、発送年月日、あて先及び引受郵便局に調査を依頼した旨を通知する。
- 2 支店等から、調査の結果配達済である旨の通知があったときは、その旨を不着の申立を行った者に対して、再度確認を求めるとともに、免許証がない場合は再交付に係る手続きを行うべき旨を通知する。
- 3 第1項の調査の結果を待ついとまのない事由があつて、当該事由が真にやむを得ないものであるとき、又は支店等から調査の結果について、前項以外の通知があったときは、その旨及び便宜措置に必要な写真1枚を提出されたい旨を通知し、その提出があつたときは、免許証を再交付するとともに不着の申立があつた免許証を無効とする。

付録第5号（第15条関係）

免許の拒否の処分書の様式

長 辺	第 号 (申請者)
	年 月 日付け申請の の免許は、次の理由 により拒否する。
	年 月 日 総務大臣（注1） 印
	理由 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及 び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の 規定により次のことを教示します。 この処分について不服のあるときは、総務大臣に対し、処分のあ ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立（注 2）をすることができます。 なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131 号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定（注3） に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 各特殊無線技士並びに第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の場合は、地方局長とすること。
- 2 各特殊無線技士並びに第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の場合は、審査請求とすること。
- 3 各特殊無線技士並びに第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の場合は、審査請求に対する裁決とすること。

付録第6号（第16条関係）

陸上無線技術士の免許証の訂正要領

- 1 免許証の訂正箇所を線をもって抹消し、当該訂正個所の直近の余白に正当な事項を記載するものとする。
- 2 訂正した個所の適当と認める余白に、「訂正」の文字及び訂正年月日を記載した上、次のひな形の訂正印を押すものとする。

総務省印

縦10ミリメートル

横20ミリメートル

注 印影は朱色であること

(例)

(1) 氏名の訂正の場合

山田太郎

訂正

~~土田太郎~~

平成22.4.1

総務省印

(2) 免許の有効期間に関する事項の訂正の場合

~~昭和三十年六月一日から~~

~~有効期間—昭和三十五年五月三十一日まで~~

訂正

平成二十二・四・一

免許の日 昭和三十三年十一月五日

総務省印

付録第7号（第18条関係）

邦文の証明書の様式

長 辺	第 号
	証 明 書
	氏 名 年 月 日生
	1 無線従事者の資格
	2 免許証の番号
	3 免許の年月日
	4 その他（注1）
	上記の事項は、原本と相違ないことを証明する。
	年 月 日
	（何）総合通信局長（注2） 印
短 辺	（日本工業規格A列4番）

注1 無線従事者の資格を初めて取得した年月日、操作範囲等を必要に応じて記載することができる。操作範囲を記載する場合は、電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条の規定から該当資格に関する操作範囲の他、廃止前の無線従事者の操作の範囲等を定める政令（平成元年政令第325号）が適用される資格については、当該政令第2条の規定等を参考に記載する。

2 「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第 8 号 (第 18 条関係)

英文の証明書の様式

CERTIFICATE	
No.	(Date)
	NAME:
	DATE OF BIRTH :
1 QUALIFICATION(注 1) :	
2 LICENCE NUMBER:	
3 DATE OF LICENCE GRANT:	
4 VALIDITY TERM: Effective for the holder's lifetime	
5 REMARKS:	
This is to certify that this person holds the above-mentioned licence of qualification issued under the Radio Law.(注 2) (注 3)	
Seal/stamp	
(地方局印)	(Signature)
Director-General of (地方局) Bureau of Telecommunications(注 4) Ministry of Internal Affairs and Communications JAPAN	

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注1 資格については、次により記載すること。

資 格	訳 文
第一級総合無線通信士	First-Class Radio Operator for General Services
第二級総合無線通信士	Second-Class Radio Operator for General Services
第三級総合無線通信士	Third-Class Radio Operator for General Services
第一級海上無線通信士	Maritime First-Class Radio Operator
第二級海上無線通信士	Maritime Second-Class Radio Operator
第三級海上無線通信士	Maritime Third-Class Radio Operator
第四級海上無線通信士	Maritime Fourth-Class Radio Operator
第一級海上特殊無線技士	Maritime I-Category Special Radio Operator
第二級海上特殊無線技士	Maritime II-Category Special Radio Operator
第三級海上特殊無線技士	Maritime III-Category Special Radio Operator
レーダー級海上特殊無線技士	Maritime Radar-Category Special Radio Operator
航空無線通信士	Aeronautical Radio Operator
航空特殊無線技士	Aeronautical Service Special Radio Operator
第一級陸上無線技術士	First-Class Technical Radio Operator for On-The-Ground Services
第二級陸上無線技術士	Second-Class Technical Radio Operator for On-The-Ground Services
第一級陸上特殊無線技士	On-The-Ground I-Category Special Radio Operator
第二級陸上特殊無線技士	On-The-Ground II-Category Special Radio Operator
第三級陸上特殊無線技士	On-The-Ground III-Category Special Radio Operator
国内電信級陸上特殊無線技士	On-The-Ground Domestic Telegraph-Category Special Radio Operator
第一級アマチュア無線技士	Amateur First-Class Radio Operator
第二級アマチュア無線技士	Amateur Second-Class Radio Operator
第三級アマチュア無線技士	Amateur Third-Class Radio Operator
第四級アマチュア無線技士	Amateur Fourth-Class Radio Operator

注2 第一級級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及び航空特殊無線技士については、次により記載すること。

(1) 第一級総合無線通信士

It is also verified that this licence corresponds to the (※)Radiocommunication Operator's General Certificate and First-Class Radio Electronic Certificate, as well as to the Radiotelephone Operator's General Certificate for the Aeronautical Mobile Service and Aeronautical Mobile-Satellite Service as provided for in the ITU Radio Regulations.

※は、「無線従事者規則の一部を改正する省令（平成10年郵政省令第44号）」附則第3項に該当すると認められる者については、「Radiocommunication Operator's General Certificate」の文字に代えて、「First-Class Radiotelegraph Operator's Certificate」と記載すること。

(2) 第二級総合無線通信士

It is also verified that this licence corresponds to the Second-Class Radiotelegraph Operator's Certificate and Restricted Operator's Certificate, as well as to the Radiotelephone Operator's General Certificate for the Aeronautical Mobile Service and Aeronautical Mobile-Satellite Service as provided for in the ITU Radio Regulations.

(3) 第一級海上特殊無線技士

It is also verified that this licence corresponds to the Restricted Operator's Certificate as provided for in the ITU Radio Regulations.

(4) 第二級海上特殊無線技士

It is also verified that this licence corresponds to the Restricted Radiotelephone Operator's Certificate as provided for in the ITU Radio Regulations and has been issued in conformity with the provisions of Appendix S13 Part B, Section 2.9 of these Regulations.

The holder of this licence is authorized to operate in the frequency bands allocated to the maritime mobile services between 1605kHz and 4000kHz as well as above 25010kHz.

(5) 第三級海上特殊無線技士

It is also verified hereby that this licence corresponds to the restricted radiotelephone operator's certificate as provided for in the ITU Radio Regulations and has been issued in conformity with the provisions of Appendix S13 Part B, Section 2.9 of these Regulations.

The holder of this licence is authorized to operate in the frequency bands allocated to the maritime mobile services above 25010kHz.

(6) 航空特殊無線技士

It is also verified hereby that this licence corresponds to the restricted radiotelephone operator's certificate as provided for in the ITU Radio Regulations and has been issued in conformity with the provisions of No. S37.30 of these Regulations.

注3 電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条第5項に定める資格でアマチュア無線局の無線設備の操作を行うことができることについての証明は、次の文を追記すること。

Further, the qualification of (※1) is also permitted officially to perform(※2)'s service.

※1は、証明を希望する資格を、※2は、当該資格に応じて第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を、注1に準じて記載すること。

注4 沖縄総合通信事務所長の場合にあっては、「Director-General of Okinawa Office of Telecommunications」とすること。

注5 氏名及び年月日の記載は、付録第2号の6に準じること。

受講指導の様式

長
辺

〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
平成 年 月 日

(何) 殿

(何) 総合通信局長（注1） 印

主任無線従事者講習の受講について

貴殿は、平成 年 月 日、貴所属（局名）無線局に主任無線従事者として（無線従事者名）を選任した旨の届出を行っており、このため、電波法（昭和25年法律第131号）第39条第7項（第70条の9第3項において準用する場合を含む。）に基づき、当該主任無線従事者に対し、主任無線従事者講習を受講させる義務が課せられています。

この講習は電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の7の規定に基づき選任後6か月以内に受講する必要がありますので、速やかに申請の手続を行ってください。

なお、講習の受講に関しては、財団法人日本無線協会にお問い合わせください。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 2回目以降の定期的な講習の受講を指導する場合には、下線部分を「前回の講習から3年以内に再度、」とすること。

受講督促の様式

長
辺

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

(何) 殿

(何) 総合通信局長 (注) 印

主任無線従事者講習の受講の督促について

貴殿は、貴所属（局名）無線局に主任無線従事者として選任した（無線従事者名）について、選任後6か月以内に講習を受講させる義務が課せられている旨平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇号により通知を行いました。いまだ当該主任無線従事者に講習を受講させておりません。ついては、次回の講習は必ず受講させるようご注意願います。

なお、次回の講習を受けない場合は、電波法（昭和25年法律第131号）第76条（第70条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定により無線局の運用の停止等を命じられることもあることを申し添えます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 2回目以降の定期的な講習の受講を指導する場合には、下線部分を「前回の講習から3年以内」とすること。

付録第12号（第32条関係）

養成課程認定書の様式

	第 号																		
無線従事者養成課程認定書 (申請者)																			
年 月 日付け 第 号で申請の次の無線従事者の養成課程は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第21条第1項の基準に適合するものであることを認定する。																			
年 月 日 (何) 総合通信局長 (注) 印																			
長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">養成課程の種別</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施の期間</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施場所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">授業科目及び 授業時間</td> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">無線工学</td> <td style="width: 30%;">時間</td> </tr> <tr> <td>電気通信術</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>法 規</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>英 語</td> <td>時間</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	養成課程の種別		実施の期間		実施場所		授業科目及び 授業時間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">無線工学</td> <td style="width: 30%;">時間</td> </tr> <tr> <td>電気通信術</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>法 規</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>英 語</td> <td>時間</td> </tr> </table>	無線工学	時間	電気通信術	時間	法 規	時間	英 語	時間	備 考	
養成課程の種別																			
実施の期間																			
実施場所																			
授業科目及び 授業時間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">無線工学</td> <td style="width: 30%;">時間</td> </tr> <tr> <td>電気通信術</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>法 規</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>英 語</td> <td>時間</td> </tr> </table>	無線工学	時間	電気通信術	時間	法 規	時間	英 語	時間										
無線工学	時間																		
電気通信術	時間																		
法 規	時間																		
英 語	時間																		
備 考																			
辺																			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第13号（第33条及び第34条関係）

養成課程の認定及び変更の承認の拒否の処分書の様式

長 辺	第 号
	(申請者)
	年 月 日付け 第 号で申請
	養成課程
	の無線従事者の(注1) は、次の理由に
	養成課程に係る事項の変更
	認定
	より(注1)を拒否する。
	承認
	年 月 日

(何) 総合通信局長 (注2) 印

理由

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第14号（第34条関係）

養成課程の変更の承認書の様式

第 号
(申請者)

年 月 日付け 第 号で申請の
無線従事者の養成課程に係る変更は、申請のとおり承認する。

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注) 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第15号（第35条関係）

養成課程の認定取消通知書の様式

長 辺	第 号
	(認定施設者)
	年 月 日付け 第 号により
	認定した養成課程は、無線従事者規則（平成2年郵政省
	第1項
	令第18号）第28条（注1）の規定に基づき、次の理由
	第2項
	によりその認定を取り消す。
	については、取消しに係る認定書を返納されたい。
	年 月 日

(何) 総合通信局長（注2） 印

理由

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第16号（第35条関係）

養成課程の認定取消しの報告又は通知書の様式

長 辺		第 年 月 日
		(何) 総合通信局長 (注1) 印
		報告 養成課程の認定取消(注2) 書 通知
	養成課程の種別	
	認定施設者であった者	
認定年月日		
取消しの年月日		
取消しの理由		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 不要の文字を抹消すること。

付録第 17号(第 39 条関係)

養成課程認定申請書の様式

(1) 1 枚目

無線従事者養成課程認定申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注 2) 殿

住所等 郵便番号

(注 3)

電話番号：

e-mail：

フリガナ

氏 名

(注 3)

印

無線従事者養成課程の認定を受けたいので、無線従事者規則第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

長

記

辺

1 養成課程の種別

2 実施しようとする理由及び運営方針

3 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。）

4 設備の状況

(1) 収容人員等

(2) 通信演習用の機器

(3) その他の機器

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

(2) 2枚目

長
辺

- 5 実施計画に関する事項で次に掲げるもの
 - (1) 実施の期間及び場所
 - (2) 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）
 - (3) 講師の氏名、職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。）、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間
 - (4) 養成を受ける者の資格条件及び養成人員
 - (5) 使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称
 - (6) 試験問題の作成方針及び管理方法
 - (7) 修了証明書の発行の条件
 - (8) 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲
- 6 施設費及び運営費並びにその支弁方法
- 7 受講料の額
- 8 実施する者が行う業務

短 辺 (日本工業規格A列4番)

(3) 3枚目

長
辺

9 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

(1) 電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

(2) 電波法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、電波法第76条（電波法第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。）又は電波法第79条の規定による処分を受けたこと。

(3) 無線従事者規則第28条第1項又は第2項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であったこと。

10 その他参考となる事項

注1 本申請書は、養成課程の種別及びその課程の一ごとに作成すること。

2 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とすること。

3 申請者の欄の記載は、次によること。

(1) 住所は、次によること。

ア 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

イ 個人（日本国籍を持つ者に限る）は、住民票に記載されている住所を記載すること。また、日本に居住していない場合は、国名、主たる居住地を記載すること。

ウ 個人（イ以外の者）の場合であって、日本に居住している場合は、国籍並びに日本における居住地を記載すること。また、日本に居住していない場合は、国籍並びに主たる居住地を記載すること。

(2) 氏名は、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

付録第18号（第41条及び第44条関係）

長期型養成課程の認定書の様式

長 辺	第 号								
	認 定 書								
	(申請者)								
	年 月 日付け 第 号で申請の次の無線従事者の長期型養成課程は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第21条第2項の基準に適合するものであることを認定する。								
	年 月 日 (何) 総合通信局長（注1） 印								
	<table border="1"><tr><td>養成課程の種別</td><td></td></tr><tr><td>学校等の名称</td><td></td></tr><tr><td>部 科 名</td><td></td></tr><tr><td>備 考 (注2)</td><td></td></tr></table>	養成課程の種別		学校等の名称		部 科 名		備 考 (注2)	
養成課程の種別									
学校等の名称									
部 科 名									
備 考 (注2)									

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 備考欄の記入は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けた授業内容が適用される教育課程の開始年月日を記載すること。
- (2) 変更により新たな認定書を作成する場合には、「最初の認定 第○号 昭和○年○月○日」及び「平成○年○月までは△学科」（旧名称）のように記載すること。

付録第19号（第41条及び第44条関係）

長期型養成課程学校等科目名原簿の様式

長期型養成課程学校等科目名原簿								
学校等名				部科名				
長期型養成課程の種別								
無線通信に科目を開設する教育課程の開始年月による適用年月								
適用年月	～	年 月	～	年 月	～	年 月	～	年 月
科目名 (注1) 及び授業時間		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
		時間		時間		時間		時間
備考 (注2)								

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 科目名は学校等で行われている実際の授業科目名を書くこと。

2 備考欄に修了証明書を発行するか否かを書くこと。

付録第20号（第42条関係）

養成課程の認定及び変更の承認の拒否の処分書の様式

	第 号
	(申請者)
	年 月 日付け 第 号で申請の
	長期型養成課程
無線従事者の(注1)	は、次の理由
長期型養成課程に係る事項の変更	
認定	
により(注1)を拒否する。	
承認	
年 月 日	(何) 総合通信局長 (注2) 印
(理由)	
行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び	
行不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に	
より次のことを教示します。	
この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあつ	
たことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすること	
ができます。	
なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131	
号）第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対しての	
み、取消しの訴えを提起することができます。	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第21号(第43条関係)

長期型養成課程の変更の承認書の様式

	第 号
	(申請者)
年 月 日付け	第 号
無線従事者の長期型養成課程に係る変更は、申請のとおり承認する。	
	年 月 日
	(何) 総合通信局長 (注) 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第22号(第45条及び51条関係)

長期型養成課程の認定取消通知書の様式

長 辺	第 号
	(認定施設者)
	年 月 日付け 第 号により認定した(注1)に係る
	(注2)の長期型養成課程は、無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)
	第1項
	第28条(注3)の規定に基づき、次の理由により、その認定を取り消す。
	第2項
	については、取消しに係る認定書を返納されたい。
	年 月 日
	(何) 総合通信局長(注4) 印

理由

行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第2項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定により次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

なお、この処分については、電波法(昭和25年法律第131号)第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 学校及び部科の名称を記載すること。
- 2 無線従事者の資格を記載すること。
- 3 不要の文字を抹消すること。
- 4 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第23号(第49条関係)

長期型養成課程認定申請書の様式

(1) 1枚目

長期型養成課程認定申請書			
	第	号	
	平成	年	月
			日
(何) 総合通信局長 (注) 殿			
	申請者		印
長	無線従事者の長期型養成課程の認定を受けたいので、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第22条の規定により、下記のとおり申請します。		
辺	記		
	1 学校等の名称、その所在地、代表者の役職及び氏名		
	(1) 名称		
	(2) 所在地		
	(3) 代表者の役職及び氏名		
	2 長期型養成課程を受けようとする学校等の学部及び学科		
	(1) 学部及び学科の名称		
	(2) 入学定員 人		

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

(2) 2枚目

長
辺

3 長期型養成課程の種別

4 設置者の名称又は氏名

5 学校等の設立の目的

6 学校等の設立及び部科設置の年月日

(1) 学校等の設立年月日 年 月 日

(2) 部科設置年月日 年 月 日

7 入学資格及び修業年限

(1) 入学資格

(2) 修業年限 か年 (か月)

8 長期型養成課程の認定を受けようとする教育課程（部科別）の概要

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

(3) 3枚目

9 管理責任者の氏名及び履歴

(1) 氏名

(2) 履歴 履歴書を添付

10 講師の氏名、履歴（注1）及び担当時間

氏名	職業 (注2)	常勤 又は 非常勤	担当する授業科目 (注3)	授業時間	備考
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	
		常勤 非常勤		時間	

注1 履歴については履歴書を添付すること。

2 職業の欄は教授、助教授又は講師等の別を記入すること。

3 担当する授業科目の欄は実際の授業科目名を書くこと。

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(4) 4枚目

1 1 長期型養成課程の実施に必要な設備の状況				
	使用区分	設備名	数量	備考
通信演習 用機器				
その他の 設備				

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

(5) 5枚目

1 2 実施計画

(1) 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領

ア 授業科目及び授業科目別授業時間

従事者規則の科目名	実際の授業科目名	授 業 時 間	備 考
無線機器学その他無線機器に関する科目			
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目			
電子計測その他無線測定に関する科目			
電気通信術その他通信実技に関する科目			
電波法規その他電波法令に関する科目			
国際電気通信条約その他国際条約に関する科目			
英語（英会話を含む。）に関する科目			

長
辺

注 時間割については学校等で使用しているものを添付すること。

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

(6) 6枚目

イ 実施要領

① 授業概要

授業科目名	授業概要（実施要領に係るものに限る）
備考	

長
辺

注 授業概要はなるべく詳細に書くこと。

② 平成8年郵政省告示第58号に定める無線従事者の長期型養成課程実施要領に準拠して授業を実施します。

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(7) 7 枚目

(2) 長期型養成課程受講者の資格条件及び見込者数
ア 養成を受ける者の資格条件

イ 2の(2)の入学定員のうち長期型養成課程の受講見込者数
人

(3) 修了証明書等の発行の条件

ア 修了証明書を発行するか否か する しない

イ 修了証明書等を発行するときの条件

長

1 3 代表者、管理責任者又は講師が電波法（昭和25年法律第131号）若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して同法第76条（第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。）若しくは同法第79条の規定による処分を受けたことがあること又は罪を犯して刑に処せられたことの有無（それらがある場合は、その事由を含む。）

有（代表者・管理責任者・講師（氏名 ）、無

有の場合はその事由

辺

1 4 その他参考となる事項

短 辺

（日本工業規格 A列 4番）

付録第24号(第50条関係)

修了証明書の様式

無線従事者長期型養成課程修了証明書

氏 名
生年月日

養成課程の種別(資格)			
学校等名・部科名			
認定番号		修了番号	
入学年月日		修了年月日	
備考			

長
辺

上記のとおり、電波法(昭和25年法律第131号)第41条第2項第2号の規定による無線従事者の養成課程を修了したことを証明します。

平成 年 月 日

認定施設者 印

短 辺

(日本工業規格A列4番)

付録第25号（第52条関係）

認定講習課程認定書の様式

第 号	
認 定 書	
(申請者)	
年 月 日付け 第 号で申請の次の無線従事者の認定講習課程は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第34条の基準に適合するものであることを認定する。	
年 月 日	
総 務 大 臣 印	
認定講習課程の種別	
実施の期間	
実施場所	
講習科目及び講習時間	
備 考	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

付録第26号(第53条及び第54条関係)

認定講習課程の認定及び変更の承認の拒否の処分書の様式

長 辺	第 号 (申請者)
	年 月 日付け 第 号で申請の 認定講習課程 無線従事者の(注) は、次の理由により 認定講習課程に係る事項の変更
	認定 (注)を拒否する。 承認
	年 月 日 総務大臣 印
	(理由)
	行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第2項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定により次のことを教示します。
	この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。
	なお、この処分については、電波法(昭和25年法律第131号)第9条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 不要の文字を抹消すること。

付録第27号(第54条関係)

認定講習課程の変更の承認書の様式

	第 号
	(申請者)
	年 月 日付け 第 号で申請の
	無線従事者の認定講習課程に係る事項の変更は、申請のとおり
	承認する。
長	
辺	
	年 月 日
	総 務 大 臣 印
短 辺	(日本工業規格A列4番)

付録第28号(第55条関係)

提出書類の写しの証明印のひな形



直径30ミリメートル

注1 ○印の箇所には地方局名を加刻すること。

注2 沖縄総合通信事務所にあつては○印の箇所は沖縄とし、総合通信局の箇所は総合通信事務所とすること。

注3 赤色又は朱色のスタンプインクにより押なつすること。

付録第29号(第56条関係)

認定講習課程の認定取消通知書の様式

長	第 号
	(認定施設者)
	年 月 日付け 第 号により認定した(注1)に係る 認定講習課程は、無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号) 第1項 第41条(注2)の規定に基づき、次の理由により、その認定を取り 第2項 消す。
	ついでには、取消しに係る認定書を返納されたい。
	年 月 日
	総 務 大 臣 印
辺	理由
	行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第2項及 び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の 規定により次のことを教示します。 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあ ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを することができます。 なお、この処分については、電波法(昭和25年法律第131 号)第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対し てのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 無線従事者の資格を記載すること。

2 不要の文字を抹消すること。

付録第30号（第56条関係）

認定講習課程の認定取消しの報告及び通知書の様式

長		第 年 月 日	号
			日
		(何) 総合通信局長 (注1)	印
		報告	
		認定講習課程の認定取消 (注2)	書
		通知	
辺	認定講習課程の種別		
	認定講習課程実施者 であった者		
	認定の年月日		
	取消の年月日		
	取消の理由		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 不要の文字を抹消すること。

付録第31号(第57条関係)

修了証明書の様式

無線従事者認定講習課程修了証明書

氏 名
生年月日

長
辺

認定講習課程の種別			
現 に 有 す る 資 格			
資 格		免許証の番号	免許の年月日
認定番号		実施場所	
修了番号		修了年月日	
備 考			

上記のとおり、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第33条第1項の規定による無線従事者の認定講習課程を修了したことを証明します。

平成 年 月 日

認定講習課程実施者 印

短 辺

(日本工業規格A列4番)

付録第32号(第57条関係)

認定講習課程認定申請書の様式

1 1枚目

無線従事者の認定講習課程認定申請書	
平成	第 年 月 日 号
総務大臣 殿	
申請者 印	
無線従事者の認定講習課程の認定を受けたいので、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第35条の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
1	認定講習課程の種別
2	氏名又は名称 住所
3	実施の期間 実施の場所
4	講習科目及び講習科目別講習時間（注1） 時間割については別紙のとおり（注2） 無線工学 時間 電気通信術 時間 法規 時間 英語 時間
注1 当該認定講習課程において必要な科目のみを記載する。	
2 試験の日程も含む	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2 2枚目

実施要領

科 目	講 習 内 容

長
辺

5 講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに
担当する講習科目別講習時間（経歴については経歴証明書を添付）

氏名	職業	無線従事者の資格 及び免許証の番号	担当する講習科目	担当する講習時間

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

3 3枚目

長
辺

- 6 修了試験の方法
- 7 施設費及び運営費並びにその支弁方法
- 8 受講料の額
- 9 実施する者、その代表者又は講師が電波法（昭和25年法律第131号）若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して電波法第76条（第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。）若しくは第79条の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無
有 無（事由： ）
- 10 その他参考となる事項

短 辺 (日本工業規格A列4番)

学校等の認定書の様式

長
辺

第 号	
認 定 書	
(申請者)	
<p>無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第15条の規定により、卒業者に対して無線従事者国家試験の一部を免除する学校等として、次のとおり認定する。</p>	
学校等の名称	部科名 (注1)
免除する無線従事者国家試験の種別及び試験科目	適 用 年 月 (注2)
備 考 (注3)	
年 月 日	
総 務 大 臣 印	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 専攻、コースその他の課程が置かれる学科であって、当該課程について認定した場合は、当該課程の名称も記載すること。
- 2 変更により新たな認定書を作成する場合においても、最初の認定について「昭和〇年〇月入学、昭和〇年〇月卒業から適用」のように記載すること。
- 3 変更により新たな認定書を作成する場合においては、「最初の認定 第〇号 昭和〇年〇月〇日」及び「平成〇年〇月までは△学科」（旧名称）のように記載すること。

付録第34号（第59条関係）

認定学校原簿の様式

- 1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士及び第二級海上無線通信士用

認定学校原簿				
免除する試験				
認定学校等の名称及び部科名（注）			所在地	
認定等の日				
年 月 日		認定	第 号	（ . . ）
年 月 日		変更	第 号	（ . . ）
認定基準に規定する科目	卒業者が履修する科目 （ 年 月入学、 年 月卒業から適用）			備考
	科目名	時間数	単位数	
自然科学系科目				
基礎 専門 教育 科目	数学			
	物理			
	電気磁気学			
	半導体及び電子管並びに電子回路の基礎			
	電気回路			
	電気磁気測定			
外国語	英語			
	電気通信術			

長
辺

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注 専攻、コースその他の課程が置かれる学科であって、当該課程について認定した場合は、当該課程の名称も記載すること。

2 第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士用

認定学校原簿					
免除する試験					
認定学校等の名称及び部科名（注）			所在地		
認定等の日					
年 月 日認定		第 号（ . . ）			
年 月 日変更		第 号（ . . ）			
認定基準に規定する科目		卒業者が履修する科目等 （年 月入学、年 月卒業から適用）			備考
		科目名	時間数	単位数	
自然科学系科目					
基礎専門教育科目	数 学				
	物 理				
	電 気 磁 気 学				
	半 導 体 及 び 電 子 管 並 び に 電 子 回 路の基礎				
	電 気 回 路				
	電 気 磁 気 測 定				

長
辺

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注 専攻、コースその他の課程が置かれる学科であって、当該課程について認定した場合は、当該課程の名称も記載すること。

付録第35号（第60条関係）
学校等の認定の拒否書の様式

長 辺	第 号
	(申請者)
年 月 日	日付けで申請の (注)
については、次の理由により認定を拒否する。	
年 月 日	
	総 務 大 臣 印
(理由)	
行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。	
この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。	
なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 学校等の名称及び部科名を記載すること。

付録第36号（第62条関係）

認定取消通知書の様式（基準不適合によるもの）

第 号

（認定を受けている者）

無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第15条の規定による次の認定については、同令第17条第1項の規定により、平成 年 月 日（注1）をもって、その認定を取り消す。

については、取消しに係る認定書を返納されたい。

長
辺

認定番号（注2）	
認定年月日	
学校の名称	
部科の名称	
免除する試験の資格	
免除する試験科目	
備考（注3）	

年 月 日

総務大臣 印

理 由

短 辺 （日本工業規格A列4番）

(2枚目)

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。

長
辺

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 認定を満たさなくなった日の前日とする。
- 2 認定番号については、直近に交付した認定書によること。
- 3 国家試験の一部を免除できる最後の者を「平成○年○月卒業者までは認定有効」のように記載すること。

付録第37号（第63条関係）

認定取消通知書の様式（取消しの申請によるもの）

第 号

（認定を受けている者）

無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第15条の規定による次の認定については、申請により、平成 年 月 日（注1）をもって、その認定を取り消す。

については、取消しに係る認定書を返納されたい。

認定番号（注2）	
認定年月日	
学校の名称	
部科の名称	
免除する試験の資格	
免除する試験科目	
備考（注3）	

年 月 日

総務大臣 印

（理由）

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 規則第16条第3項の規定による申請の場合は、変更の日の前日とし、認定基準を満たさなくなることによる申請の場合は、当該認定基準を満たさなくなる日の前日とする。

2 認定番号については、直近に交付した認定書によること。

3 国家試験の一部を免除できる最後の者を「平成〇年〇月卒業者までは認定有効」のように記載すること。

確認書の様式

長 辺	第 号
	確 認 書 (申請者)
	無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第31条第1項の規定により、貴校の教育課程に開設している科目が同令第30条に規定する無線通信に関する科目に適合していることを確認する。
	1 学校の名称
	2 学部及び学科（専攻、コース等）
	3 免許を受けることができる無線従事者の資格
	4 確認した無線通信に関する科目（注1）
	5 確認した科目の開設の期間（注2）
	6 備考（注3）
	年 月 日
	総 務 大 臣

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 すべての科目名を列挙すること。

2 「平成〇年〇月から平成〇年〇月まで」のように記載すること。

3 4及び5の変更を伴わない学科等の名称変更の届出の際に作成する新たな確認書は、この欄に「平成〇年〇月までは△学部□科◎コース」（旧名称）のように記載すること。

付録第39号（第71条関係）

確認の拒否の処分書の様式

長 辺	第 号
	(申請者)
	年 月 日付けで申請の (注) については、次の理由により確認を拒否する。
	年 月 日
	総務大臣 印
	理由
	行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。
	この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。
	なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 学校の名称及び学部又は学科の名称を記載すること。

付録第40号（第72条関係）

確認取消通知書の様式（基準不適合等によるもの）

（1枚目）

第 号

（確認書を交付している者）

無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第31条第1項の規定に基づく次の確認については、同令32条の2第1項の規定により、その一部を取り消す。（注1）

については、確認書を訂正する必要があるので、速やかに確認書を提出されたい。（注2）

取消しの対象となる確認書の内容（注3）

確認番号及び年月日

学校、学部等の名称

無線従事者の資格

無線通信に関する科目

科目の開設期間

確認を取り消す期間（注4）

平成 年 月 日

総務大臣 印

短 辺 （日本工業規格A列4番）

(2枚目)

長
辺

理 由

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 確認の全部を取り消す場合は、「その一部」とあるのは「確認」とすること。
- 2 確認の全部を取り消す場合は、「ついで、速やかに確認書を返納されたい。」とすること。
- 3 確認書の記載事項をそのまま転記すること。
- 4 「平成○年○月から平成○年○月まで」のように記載すること。なお、確認の全部を取り消す場合は、この欄を削ること。

付録第 4 1 号 (第 7 3 条関係)

確認取消通知書の様式 (認定の取消しの申請によるもの)

第 号	
(申 請 者)	
<p>無線従事者規則 (平成 2 年郵政省令第 1 8 号) 第 3 1 条第 1 項の 規定に基づく次の確認については、申請により、その一部を取り消 す。(注 1)</p>	
取消しの対象となる確認書の内容 (注 2)	
確認番号及び年月日	
学校、学部等の名称	
無線従事者の資格	
無線通信に関する科目	
科目の開設の期間	
確認を取り消す期間 (注 3)	
平成 年 月 日	
総 務 大 臣 印	

長

辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

(2枚目)

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 確認の全部を取り消す場合は、「その一部」とあるのは「確認」とすること。
- 2 確認書の記載事項をそのまま転記すること。
- 3 「平成〇年〇月から平成〇年〇月まで」のように記載すること。なお、確認の全部を取り消す場合は、この欄を削ること。

付録第42号（第78条関係）

新規訓練の通知書の様式

1枚目

長
辺

第 年 月 日
殿
(何) 総合通信局長 (注1) 印
新規訓練の通知について
年 月 日付けの船舶局無線従事者証明の申請に対し、無線 従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第3項の規定により、 訓練の実施に関し別紙のとおり通知します。
あなたが、別紙に記載する期日にこの訓練を受けるかどうかを 年 月 日（注2）までに文書又は電話により回答してください。
なお、本訓練を修了しない場合は、前記の証明申請は拒否されること となります。
回答先（注3）

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 新規訓練を実施する月の前の月の20日とすること。

3 各地方局の住所、証明に係る事務を担当する課及びその課の電話番号を記載すること。

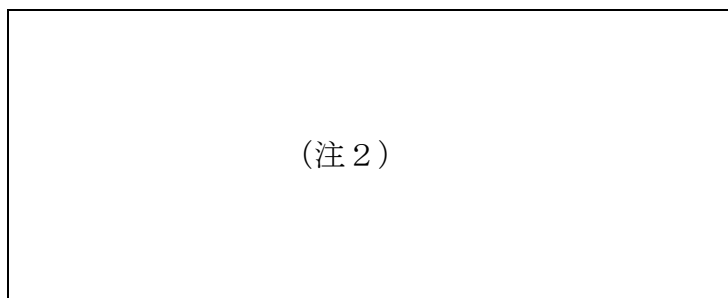
2枚目

別紙

新規訓練について

- 1 実施日時等 平成 年 月 日 () から 年 月 日 () までの
日間 (注1)、毎日午前9時から午後4時まで
なお、訓練実施第1日目は、午前8時45分までに実施場
所に集合して下さい。
- 2 実施場所等 〒185-8795
東京都国分寺市泉町2丁目11番16号
総務省 情報通信政策研究所
訓練内容等に関する連絡先：総務省総合通信基盤局電波部電波政策課
電話番号 03-5253-5876 (土日祝日を除く
9:30~18:15 (昼休みは 12:00~13:00))
実施場所に関する連絡先：情報通信政策研究所総務課 (代表)
電話番号 042-320-5800 (土日祝日を除く
8:45~17:30 (昼休みは 12:00~13:00))

長
辺



注意：
研究所の構内は、
駐車できません。

- 3 無線従事者免許証を持参して下さい。
- 4 食事、宿泊の用意は各自で行ってください。
- 5 新規訓練を受けた場合は、別添手数料納付通知書及び手数料納付書により
新規訓練手数料を (注3) へ納入して下さい。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 第77条第2号の規定により定めた訓練実施日について、その年月日、曜日及び期間を記載すること。

注2 情報通信政策研究所の周辺地図を記載すること。

注3 手数料納付書を発行した地方局名とすること。

付録第43号（第80条関係）

証明の拒否の処分書の様式

長
辺

第 号
(申請者)
年 月 日付け申請の船舶局無線従事者証明は、次の理由により拒否する。
年 月 日
総 務 大 臣 印
理 由
行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。
この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。
なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

付録第44号（第81条関係）

証明書の作成要領

1 証明書の番号は、局別記号、年度別記号及び数字をもって構成したものとし、数字等は次により記載するものとする。

- (1) 1から始まる数字を順次付け、4けたを超える場合は、再度1から始まる数字を順次付けること。
- (2) 「第」及び「号」の文字は用いないこと。

(例) 関東総合通信局で2001番目の証明書を平成22年度に発給する場合

ABI2001

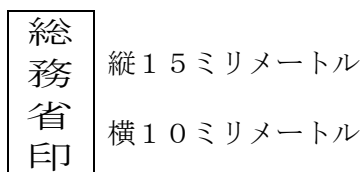
2 証明の年月日、証明書の発給年月日及び官庁記載欄は、次表により記載するものとする。

区 別	証明の年月日	証明書の発給年月日	官庁記載欄
法第48条の2第1項の規定による証明の申請の場合	証明を行うことについての文書の決裁の年月日を記載すること。	証明を行うことについての文書の決裁の年月日を記載すること。	新規訓練の課程を修了した者に対しては「新規訓練」、認定新規訓練の課程を修了した者に対しては「認定新規訓練」の文字及びその次にこれらの課程を修了した年月日を記載し、付録第44号のひな形の確認印を押なつすること。
規則第57条の規定による証明書の再交付の申請の場合	再交付申請に係る証明書の証明の年月日に記載されていたとおりに記載すること。	証明書の再交付を行うことについての文書の決裁の年月日を記載すること。	再交付申請に係る証明書の官庁記載欄に記載されていたとおりに記載し、付録第44号のひな形の確認印を押なつすること。

3 付録第2号の3の(1)のA及びイ、3の(3)、3の(5)の規定は、証明書の作成要領に準用する。

この場合において、同付録の3の(1)、3の(3)及び3の(5)中「免許証」とあるのは「証明書」と、「免許の」とあるのは「証明の」と読み替えるものとする。

4 証明書の記載事項のうち、証明書の番号、証明の年月日、氏名（NAME：を含む）、及び生年月日（DATE OF BIRTH：）は、各項目を印字した紙面を貼付させる方法により行うことができる。なお、この場合においては、証明書と印字した紙面を次のひな形の印にて割印するものとする。



注 印影は朱色であること

(例) 関東総合通信局の場合

証明書の番号 A B I 2 0 0 1

証明の年月日 平成 2 2 年 4 月 1 日

氏 名 山田 太郎

NAME : T a r o Y a m a d a

生 年 月 日 昭和 5 0 年 1 2 月 3 0 日

DATE OF BIRTH: 3 0 D E C . 1 9 7 5

総
務
省
印

付録第45号（第82条関係、第88条関係、及び第98条関係）

船舶局無線従事者証明の確認印のひな形

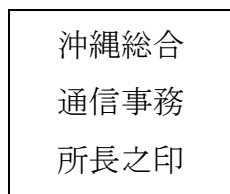
1 各総合通信局において使用するもの



15ミリメートル平方

注 北海道総合通信局で使用するものは「印」の文字は刻まないこと。

2 沖縄総合通信事務所において使用するもの



15ミリメートル平方

注 印影は朱色であること。

付録第46号（第83条関係）

証明書の訂正要領

- 1 証明書の訂正箇所を線をもって抹消し、当該訂正個所の直近の余白に正当な事項を記載するものとする。
- 2 訂正した個所の適当と認める余白に、「訂正」の文字及び訂正年月日を記載した上、次のひな形の訂正印を押すものとする。

総務省印

縦10ミリメートル

横20ミリメートル

(例)

氏名の訂正の場合

土田太郎

~~T a r o T s u c h i d a~~

山田太郎

T a r o Y a m a d a

訂正 平成22. 4. 1

総務省印

付録第47号（第86条関係）

法第81条の2第1項の報告徴集文書の様式

1 本文

長
辺

		第		号
		年	月	日
(何)	殿			
		(何)	総合通信局長	(注) 印
船舶局無線従事者証明に係る報告について				
貴殿は、 年 月 日電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2の規定による船舶局無線従事者証明を受けていますが、内容を調査する必要がありますので、同法第81条の2第1項の規定に基づき別紙報告書の提出を求めます。				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 別紙

別紙

船舶局無線従事者証明に係る報告書

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注) 殿

住 所〒

(方) 電話

氏 名

印

生年月日

船舶局無線従事者証明に係る私の業務関係及び訓練関係の経歴は次のとおりですので報告します。

長
辺

船舶局無線従事者証明書の番号						
証 明 の 年 月 日						
経 歴	業 務 関 係	選任又は解任の区別 及びその年月日		無線局		
		選任又は 解任	年月日	種別	呼出符号等	免許番号・ 国籍
	訓 練 関 係	修了年月日	訓練実施場所		訓練実施者	

注1 経歴欄には証明の効力に関する最近の経歴を記載すること。

注2 本報告書の提出に当たっては、船舶局無線従事者証明書の経歴欄（本記載のある場合に限る）の写しを添付すること。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第48号（第88条関係）

証明が適正である旨の通知書の様式

長	第 号
	船舶局無線従事者証明に係る報告の結果通知書
辺	氏 名 生 年 月 日 証明書の番号
	貴殿が受けている船舶局無線従事者証明について、 年 月 日付け 第 号（注1）により、電波法（昭和25年法律第131号）第81条の2第1項の規定に基づき、報告書の提出を求めましたが、 年 月 日付けで提出された報告書及び書類から、船舶局無線従事者証明が適正であると判断されましたので通知します。
	年 月 日
	（何）総合通信局長（注2） 印

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 法第81条の2第1項の規定に基づき報告を求めた文書（付録第45号）の日付及び文書番号を記載すること。

2 「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第49号（第90条関係）

証明の効力に疑いのある場合の書類の提出を求める文書の様式

		第	号
		年	月
			日
(何)	殿		
		(何) 総合通信局長 (注1)	印
船舶局無線従事者証明の効力を確認するための 書類の提出について			
貴殿は、 年 月 日電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2の 規定による船舶局無線従事者証明を受けていますが、同法第48条の3 第1号 （注2）に該当する疑いがありますので、同法第81条の2第2項の 第2号 規定に基づき、下記の関係書類の提出を求めます。			
この書類の提出期限は、この文書の発行日から3か月としますが、この日を過ぎて も書類の提出がないときは、同法第79条の2第1項の規定に基づき、船舶局無線従 事者証明の効力を停止することもありますので、念のため申し添えます。			
なお、書類の提出の際には、船舶局無線従事者証明書の経歴欄の写し（記載のある 場合に限る。）を添付してください。			
記			
関係書類（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であって次のいずれ かのもの。）（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第43条の 5第1項）			
(1) 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第39条の規定により地方運輸 局長の証明した船員手帳記載事項証明書			
(2) 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書			
(3) 電波法第48条の3第1号の訓練の課程を修了したことを証する書類			
(4) 前各号のほか、これらに準ずる書類であって総務大臣が別に告示するもの			

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総
合通信事務所長」とすること。

2 不要の文字を抹消すること。

付録第50号（第90条関係）

証明の効力の疑いが解消された場合の通知書の様式

	第 号
船舶局無線従事者証明に係る証明の効力確認通知書	
氏 名 生 年 月 日 証明書の番号	
長 辺	<p>貴殿が受けている船舶局無線従事者証明について、電波法（昭和</p> <p style="text-align: center;">第1号</p> <p>25年法律第131号）第48条の3（注1）に該当する疑いがある</p> <p style="text-align: center;">第2号</p> <p>として、年 月 日付け第 号（注2）により同法第81条の2</p> <p>第2項に基づく書類の提出を求めましたが、提出された書類により証</p> <p>明の効力が確認され、疑いが解消されたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（何）総合通信局長（注3） 印</p>

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 不要の文字を抹消すること。
- 2 法第81条の2第2項に基づき報告を求めた文書の日付及び文書番号を記載する。
- 3 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第51号（第90条関係）

弁明の機会の付与の通知書の様式

	第 年 月 日 号
(何) 殿	(何) 総合通信局長（注1） 印
<p>貴殿は、次のとおり弁明の機会が付与されていますので、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定により通知します。（注2）</p> <p>1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項 船舶局無線従事者証明の効力の停止 電波法（昭和25年法律第131号）第79条の2第1項</p> <p>2 不利益処分の原因となる事実 貴殿が受けている船舶局無線従事者証明について、 年 月 日 付け第 号（注3）により電波法第81条の2第2項に基づき求めた書類の提出がなされないため</p> <p>3 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</p>	

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
- 2 通知は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には出頭すべき日）の1週間前までに行うこと。
- 3 証明の効力に疑いのある場合の書類の提出を求める文書の日付及び文書番号を記載すること。

付録第52号（第91条関係）

法第79条の2第1項の証明の効力停止通知書の様式

長 辺	第 号
	船舶局無線従事者証明の効力停止通知書
	氏 名 生 年 月 日 証明書の番号
	<p>電波法（昭和25年法律第131号）第79条の2第1項の規定に基づき、次の理由により 年 月 日（注1）から船舶局無線従事者証明の効力を停止します。</p> <p>ただし、この効力を停止した日以降であっても、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第43条の5第1項に規定する書類の提出があり、証明の効力を確認したときは、この効力停止を解除します。</p> <p>なお、電波法第48条の3第4号の規定により、この効力停止の期間が5年を超えたときは、当該証明は失効することとなっているので念のため申し添えます。</p>
	年 月 日
	（何）総合通信局長（注2） 印
	理 由

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 証明書等から証明が失効すると推定される日を記載すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第53号（第91条関係）

法第79条の2第2項の証明の効力停止解除通知書の様式

長 辺	第 号
	船舶局無線従事者証明の効力停止解除通知書
	氏 名 生 年 月 日 証明書の番号
	<p>電波法（昭和25年法律第131号）第79条の2第1項の規定に基づき（注1） 年 月 日付け第 号で行った船舶局無線従事者証明の効力停止の処分は、 年 月 日付けで提出された書類により、証明の効力が確認されたので同条第2項の規定により、その停止を解除します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（何）総合通信局長（注2） 印</p> <p style="text-align: center;">理 由</p>
短 辺	（日本工業規格A列4番）

注1 効力停止通知書の日付及び文書番号を記載すること。

2 「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第54号（第92条関係及び第93条関係）

船舶局無線従事者証明に係る効力確認者及び効力の確定者一覧表の様式

供覧	氏名	現住所		証明書の番号	最近の経歴	検査年月日	無線局名（番号）		移管の日	備考	供覧
	生年月日	連絡先		証明年月日	効力を確認した書類	検査の場所	検査職員又は担当		移管先		
課長		〒 TEL					課長
	... 生	〒 TEL		...							
補佐	報告を求めた日	督促日	証明書返納請求日	効力確定の日	証明の効力を確認した書類	証明が適正である通知文書番号、日	確認の倦怠関係	指導の日	効力確定の必要性の有・無		補佐
	文書番号日付		返納日	効力の確定の内容	法定書類の有無			督促日			
	提出日	効力に疑いありとした処理の日	原簿処理日					書類の提出日			
担当	...	督促の方法		...		第号		...			担当
			
			
供覧	氏名	現住所		証明書の番号	最近の経歴	検査年月日	無線局名（番号）		移管の日	備考	供覧
	生年月日	連絡先		証明年月日	効力を確認した書類	検査の場所	検査職員又は担当		移管先		
課長		〒 TEL					課長
	... 生	〒 TEL		...							
補佐	報告を求めた日	督促日	証明書返納請求日	効力確定の日	証明の効力を確認した書類	証明が適正である通知文書番号、日	確認の倦怠関係	指導の日	効力確定の必要性の有・無		補佐
	文書番号日付		返納日	効力の確定の内容	法定書類の有無			督促日			
	提出日	効力に疑いありとした処理の日	原簿処理日					書類の提出日			
担当	...	督促の方法		...		第号		...			担当
			
			

付録第55号（第93条関係）

船舶局無線従事者証明に係る効力確認者及び効力の停止者一覧表の様式

供覧	氏名	現住所	証明書の番号	最近の経歴	検査年月日	無線局名（番号）	備考		供覧 終了
	生年月日	連絡先	証明年月日	効力確認書類	検査の場所	検査職員又は担当			
課長		〒 TEL							課長
	. . . 生	〒 TEL	. . .						
補佐	書類提出請求日 （提出期限） 提出日	書類提出請求文書番号及び日付 施行規則第43条の5第1項の書類の有無 証明書の経歴欄の写しの提出の有無	効力停止文書番号日付 効力停止の始期 証明が失効する日	効力停止の理由 停止文書送達方法	停止原簿処理日 解除文書番号日付 解除原簿処理日	疑いが解消した通知 文書番号日付 返納を求めた日	効力の確定の日 証明の失効の日 返納を求めた日	返納日 原簿 処理日	補佐
担当	. . .	第 号	第 日	. . .		担当
		第 日		. . .		
		
供覧	氏名	現住所	証明書の番号	最近の経歴	検査年月日	無線局名（番号）	備考		供覧 終了
	生年月日	連絡先	証明年月日	効力確認書類	検査の場所	検査職員又は担当			
課長		〒 TEL							課長
	. . . 生	〒 TEL	. . .						
補佐	書類提出請求日 （提出期限） 提出日	書類提出請求文書番号及び日付 施行規則第43条の5第1項の書類の有無 証明書の経歴欄の写しの提出の有無	効力停止文書番号日付 効力停止の始期 証明が失効する日	効力停止の理由 停止文書送達方法	停止原簿処理日 解除文書番号日付 解除原簿処理日	疑いが解消した通知 文書番号日付 返納を求めた日	効力の確定の日 証明の失効の日 返納を求めた日	返納日 原簿 処理日	補佐
担当	. . .	第 号	第 号	. . .		担当
		第 号		
		

第 号
年 月 日

(何) 殿

(何) 総合通信局長（注1） 印

船舶局無線従事者証明に係る業務経歴の記載の報告について

貴殿は、電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2の規定による船舶局無線従事者証明（以下「証明」という。）を受けていますが、当該証明書に電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第35条の規定による業務経歴の記載及び免許人又はこれに準ずる者の確認を受けていません。

この業務経歴の記載及び免許人又はこれに準ずる者の確認は、証明の効力を判断するための重要な項目となっており、この行為がないために証明の効力に疑いが生じる場合もありますので、速やかに同条の規定に従って、業務経歴を記載して無線局の免許人等の確認を受けるとともに、当該証明書の経歴欄の写し及び別紙報告書（注2）を証明書の交付を受けた総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）（以下「所轄地方局」という。）あて提出して下さい。

なお、無線局の免許人又はこれに準ずる者の確認が受けられない場合は、所轄地方局において、証明の効力の確定を受けられますので、無線局の免許人又はこれに準ずる者による経歴の確認が受けられない旨の本人の申出書とともに、証明の効力を確認するための書類（注）及び船舶局無線従事者証明書を添えて所轄地方局に申し出て下さい。

（注） 電波法施行規則第43条の5第1項に規定する書類をいいます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 付録第46号の別紙を添付すること。

付録第57号（第96条関係）

再訓練の通知書の様式

1枚目

長
辺

			第		号	
			年	月	日	
(何)	殿					
			(何)	総合通信局長（注1）	印	
再訓練の通知について						
	年	月	日	付けの船舶局無線従事者証明に係る訓練の		
	申請に対し、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第3					
	項の規定により、訓練の実施に関し別紙のとおり通知します。					
	あなたが、別紙に記載する期日にこの訓練を受けるかどうかを					年
	月	日までに文書又は電話により回答して下さい。				
	回答先（注2）					

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 各地方局の住所、証明に係る事務を担当する課（室）及びその電話番号を記載すること。

2枚目

別紙

再訓練について

(注1)

1 実施日時 年 月 日
午前 時から午後 時まで

なお、当日は、午前 時 分までに実施場所に
集合して下さい。

2 実施場所

(注2)

3 訓練実施当日は、無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書を持参し
て下さい。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各地方局の訓練実施日について、その年月日、曜日及び時間を記載すること。

2 実施場所の空欄には、実施場所の名称、所在地、地図及び電話番号等を記載すること。

長
辺

再訓練事務処理要領

1 訓練の実施時期

各年度における訓練の実施時期は、5月、8月、11月及び2月（以下「定期実施時期」という。）とし、当該各月においては、少なくとも実施日を1回設定するものとする。

なお、申請者の状況等により、地方局長が必要と認める場合は、適宜訓練を実施することができるものとする。

2 訓練の実施場所

訓練の実施場所は、原則として各地方局の所在地とする。

3 訓練の実施計画及び周知

(1) 地方局長は、定期実施時期の訓練の日時、場所等の年間実施計画を当該実施年度の前年度第3四半期に作成するものとする。

(2) 地方局長は、(1)の計画作成後、適宜の方法により訓練の対象者に対し訓練の日時、場所及び申請書の受付期間、その他訓練の実施に関する必要な事項について周知が図られるよう措置するものとする。

4 訓練の実施

(1) 訓練の実施に当たっては、訓練開始前に各受講者について、持参させた無線従事者免許証等により、本人であることの確認を行うものとする。

付録第59号（第98条関係）

再訓練修了通知書の様式

長 辺	第 号
	再訓練修了通知書
	(注1) 年 月 日生 証明書の番号
	(注2) 年 月 日実施した電波法（昭和25年法律第131号）第48 条の3第1号に規定する総務大臣が行う訓練の課程を修了したので通知し ます。
	年 月 日 (何) 総合通信局長 (注3) 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 再訓練を受けた者の氏名、生年月日及び証明書の番号を記載すること。
- 2 再訓練を実施した年月日を記載すること。
- 3 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。また、局長または所長の氏名を記載すること。

付録第60号（第99条関係及び第105条関係）

1 教育施設の教育課程において行う認定新規訓練の認定書の様式

長 辺	第 号						
	認 定 書						
	(申請者)						
	年 月 日付け第 号で申請の次の新規訓練の課程は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第61条の基準に適合するものであることを認定する。 年 月 日						
	(何) 総合通信局長（注1） 印						
	<table border="1"><tr><td style="width: 20%;">教育施設の名称</td><td></td></tr><tr><td>部科名及び修業年限</td><td></td></tr><tr><td>備 考（注2）</td><td></td></tr></table>	教育施設の名称		部科名及び修業年限		備 考（注2）	
教育施設の名称							
部科名及び修業年限							
備 考（注2）							

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 備考欄の記入は次のとおりとする。

- (1) 認定を受けた訓練内容が適用される教育課程の開始年月日を書くこと。
- (2) 変更により新たな認定書を作成する場合には、「最初の認定 第○号昭和○年○月○日」及び「平成○年○月までは△学科」（旧名称）のように記載すること。

2 教育施設の教育課程以外において行う認定新規訓練及び認定再訓練の認定書の様式

	第 号						
	認 定 書						
	(申請者)						
	新規訓練の課程 年 月 日付け第 号で申請の次の(注1) は、無線従 再訓練の課程						
長	事者規則(平成2年郵政省令第18号)第61条の基準に適合するもの であることを認定する。						
辺	年 月 日 (何) 総合通信局長(注2) 印						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">実施の期間</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施場所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	実施の期間		実施場所		備 考	
実施の期間							
実施場所							
備 考							

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第61号（第100条及び第101条関係）

認定新規訓練及び認定再訓練の認定並びに変更の承認の拒否の処分書の様式

長 辺				第	号
				(申請者)	
	年	月	日	第	号
				訓練の課程 で申請の(注1)	
				訓練の課程に係る事項の変更	
			認定 承認	を拒否する。	
	は、次の理由により(注1)				
	年	月	日	(何) 総合通信局長(注2) 印	
	理由				
	行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第2項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定により次のことを教示します。				
	この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。				
	なお、この処分については、電波法(昭和25年法律第131号)第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第62号（第101条関係）

認定新規訓練及び認定再訓練の変更の承認書の様式

長
辺

第 号
(申請者)
年 月 日付け第 号で申請の電波法（昭和25年法律第131
第48条の2第2項第2号
号）（注1） の認定した訓練の課程に係る事項の変更
第48条の3第1号
は、申請のとおり承認する。
年 月 日
(何) 総合通信局長（注2） 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

第 号
(認定を受けている者)
年 月 日付け 第 号により認定した
認定新規訓練 (注1) の課程は、無線従事者規則（平成2年郵政省令 認定再訓練
第1項 第18号) 第67条(注1)の規定に基づき、次の理由によ 第2項
り、その認定を取り消す。
については、取消しに係る認定書を返納されたい。
年 月 日
(何) 総合通信局長(注2) 印
理 由
行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項 及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1 項の規定により次のことを教示します。
この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分の あったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求 をすることができます。
なお、この処分については、電波法（昭和25年法律第131 号）第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対して のみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字を抹消すること。

2 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第64号（第110条関係）

インターネット公表用電子データの記録様式

（国家試験の一部免除認定校の様式）

担当地方局名	学校名	部科名	試験が免除される資格	免除される試験科目	備考
（記載例） 〇〇総合通信局	〇〇水産高等学校	〇〇科	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎、英語、電気通信術	

注1 表計算ソフトウェアにより作成すること。

- 2 掲載順は、高校（高等学校及び中等教育学校）、短大（短期大学、高等専門学校及び高校専攻科）、大学（大学及び高専専攻科）の順とし、各グループ内では学校名の五十音順とする。なお、専修学校等は修業年限等により判断する。
- 3 認定取消校は、取消しから3年間は、備考欄に「（平成17年3月31日認定取消し）」のように記載し、最後に記載すること。

(科目確認校の様式)

担当地方局名	学校の区分	学校名	部科名	免許を受けることができる資格	免許に必要な科目 (全科目)	適用
(記載例) ○総合通信局	高校	○○高等学校	○○科	第三級陸上特殊無線技士	通信技術、工業技術基礎	平成14年4月から平成17年3月までの教育課程に開設した科目

注1 表計算ソフトウェアにより作成すること。

- 2 掲載順は、高校（中等教育学校を含む。）、高等専門学校、短期大学、大学の順とし、各グループ内では学校名の五十音順とする。
同一学校内での掲載順は、できる限り部科ごとにまとめるものとする。

(長期型養成課程認定校の様式)

担当地方局名	免許を受けることができる資格	学校の区分	長期型養成課程認定校の名称等(学校名、部科名)
(記載例) 〇〇総合通信局	第二級陸上特殊無線技士	高校	〇〇工業高等学校 〇〇科

注1 表計算ソフトウェアにより作成すること。

- 2 掲載順は、高校(高等学校及び中等教育学校)、短大(短期大学、高等専門学校及び高校専攻科)、大学(大学及び高専専攻科)の順とし、各グループ内では学校名の五十音順とする。なお、専修学校等は修業年限等により判断する。
- 3 学校の区分欄は「高校」、「高専」、「短大」、「大学」、「専修」、「各省」のように記載し、高等学校専攻科及び高等専門学校専攻科にあつては、「高校(専)」、「高専(専)」と記載すること。

(新規訓練認定校の様式)

担当地方局名	新規訓練認定校の名称等 (学校名、部科名)
(記載例) 〇〇総合通信局	〇〇水産高等学校 情報通信科

注1 表計算ソフトウェアにより作成すること。

2 掲載順は、高校（高等学校及び中等教育学校）、短大（短期大学、高等専門学校及び高校専攻科）、大学（大学及び高専専攻科）の順とし、各グループ内では学校名の五十音順とする。

付録第65号（第117条関係）

期間を定めて試験の受験を停止する処分書の様式

長 辺	<p>処 分 書</p> <p style="text-align: right;">(氏 名)</p> <p>電波法（昭和25年法律第131号）第48条第1項の規定に基づき、次の理由により、平成 年 月 日から 間無線従事者国家試験の受験を停止する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(何) 総合通信局長 (注) 印</p> <p>理由</p> <p>行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次のことを教示します。</p> <p>この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分については、電波法第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。</p>
	<p>短 辺</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p>

注 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

付録第66号（第117条関係）

期間を定めて試験の受験を停止及び受験したすべて科目の試験を無効とする処分書の様式

長
辺

処 分 書

（氏 名）

電波法（昭和25年法律第131号）第48条第1項の規定に基づき、
次の理由により、平成 年 月 日から 間無線従事者国家試験の
受験を停止し、平成 年 月の無線従事者国家試験（（注1））
において受験したすべて科目の試験を無効とする。

平成 年 月 日

（何）総合通信局長（注2） 印

理由

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項及び行政
不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定により次
のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったこ
とを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

なお、この処分については、電波法第96条の2の規定により、審査請
求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 （ ）内には、当該国家試験の受験資格を記入すること。

2 「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

附 則

- 1 この通達は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 無線従事者関係事務処理手続規程（平成21年3月30日総基電第51号）は廃止する。

